#### 規制・制度改革検討シート(案)

## 【地域活性化1】

| 事項名      |            | 稼働中の産業遺産の世界遺産への登録       |  |  |
|----------|------------|-------------------------|--|--|
| 規制・制度の概要 |            | ・ 我が国における世界遺産登録の申請は、文化財 |  |  |
|          |            | 保護法において指定・選定されたものに限られ   |  |  |
|          |            | ている。                    |  |  |
|          |            | <根拠法令>                  |  |  |
|          |            | · 文部科学省設置法第4条等          |  |  |
| 改革       | 草の方向性(当初案) | ・ 我が国における世界遺産登録の申請は、文化財 |  |  |
|          |            | 保護法において指定・選定されたものに限られ   |  |  |
|          |            | ている。九州・山口の近代化産業遺産群をはじ   |  |  |
|          |            | めとする稼働中の産業遺産に関して、港湾法等   |  |  |
|          |            | により産業遺産としての価値を将来に渡って    |  |  |
|          |            | 保護する仕組みや文化財保護法以外での世界    |  |  |
|          |            | 遺産登録について、検討すべきである。      |  |  |
|          | 上記改革の方向性への | (文部科学省)                 |  |  |
|          | 考え方        | ・ 世界遺産条約は、世界遺産の価値を将来にわた |  |  |
|          |            | って万全な対策により保護するための制度で    |  |  |
|          |            | あり、締約国は、自国の文化遺産及び自然遺産   |  |  |
|          |            | を保護、保存し、将来へ伝えることが第一義的   |  |  |
|          |            | な義務とされている。              |  |  |
| 担        |            | ・ 文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その |  |  |
| 当        |            | 活用を図り、もって国民の文化的向上に資する   |  |  |
| 府        |            | こと」をその目的としており(第1条)、世界   |  |  |
| 省        |            | 遺産条約と基本的にその趣旨を同じくするも    |  |  |
| の        |            | のである。このため、我が国では、これまで推   |  |  |
| 回        |            | 薦を行う文化遺産について、原則として文化財   |  |  |
| 答        |            | 保護法において指定・選定されているものに限   |  |  |
|          |            | っている。これは、文化財の保存と活用等を目   |  |  |
|          |            | 的とした文化財保護法によって資産を適切に    |  |  |
|          |            | 保護することができると考えるためである。    |  |  |
|          |            | ・ 文化財保護法は、貴重な国民の財産である文化 |  |  |
|          |            | 財を保護するため、指定・選定から保存活用に   |  |  |
|          |            | 至るまで、一貫して万全な対策を講じている。   |  |  |
|          |            | これは、世界遺産条約で求められている遺産の   |  |  |

- 保護・保存という要請に応えるものであり、我が国において人類共通の遺産である世界遺産の確実な保護措置として、文化財保護法による担保が最も適している。
- ・ 以上のことから、文化財保護法はこれまでの審 査においても国際的にきわめて高い評価を得 ている。
- ・ 近年、ユネスコの世界遺産委員会においては、 近隣の開発計画の有無など、登録時のみならず 登録後においても保全状況についてチェック が厳しくなっており、資産の保護措置が非常に 重要な課題となっている。
- ・これは昨年、ドイツのエルベ渓谷が、新しい橋の建設計画の継続により、世界遺産の登録を抹消されたという例や本年の新規登録案件中や危機遺産リストにおける審議において周辺の開発計画により世界遺産としての価値が損なわれる危険性ついてきわめて重視されていることからも明らかである。
- ・稼働中の資産の価値を将来にわたって保護する仕組みについては、このような世界遺産に係る近年の動向等も踏まえて、個々の資産に係る世界遺産の登録申請に向けた取組の中で、文化財保護法による指定・選定以外の方法も含めて、検討が行われるものと考える。

#### (国土交通省)

- ・ 九州・山口の近代化遺産において文化財保護法に基づく価値保全は日々の経済活動の妨げになるだけでなく、産業遺産の価値を壊す場合もあるとの指摘がある。例えば、三池港の場合は工業港として稼働することが一番の価値保全であり、文化財保護法は稼働中の工業港としての価値保全になじまないとされている。
- 他国に目をやると、世界遺産の保全で稼働施設の多くは文化財保護法以外で保全されている。一義的には、文化庁と内閣府規制改革室で取り

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 扱うべき課題であるが、産業遺産の保全は経済                           |
|---------------------------------------|---|
|                                       | 活動と共にあるため、登録を希望する者が、そ                           |
|                                       | の産業の内容や歴史的意義を理解した上で、容                           |
|                                       | 易に申請できる枠組みが重要であると考える。                           |
| 【対応可能性のある場合】                          | (国土交通省)   |
| 見直し予定及びその内容                           | · 九州·山口近代化遺産群世界遺産登録推進協議                         |
|                                       | 会(以下、協議会)において、産業遺産を文化                           |
|                                       | 財保護法以外の法体系によって保全を行い、世                           |
|                                       | 界遺産に登録するための取り組みが行われて                            |
|                                       | いる。このため、協議会の提案を受けて、個別                           |
|                                       | の産業遺産(例えば三池港)を対象に文化財保                           |
|                                       | 護法以外の法令による保全方策に関する検討                            |
|                                       | を行う。  |
| 【対応困難とする場合】                           |   |
| 要望へ対応した場合に生                           |   |
| じる問題点及び問題点に                           |   |
| 対する補完措置の有無等                           |   |
| 改革事項に対する                              | ・ 我が国における世界遺産の前提となっている文                         |
| 基本的考え方                                | 化財保護法では、産業遺産のように利用・活用さ                          |
| _ ,                                   | れ、産業技術の進展とともに、修繕等を行いなが                          |
|                                       | ら、その機能を維持する必要があるものには適さ                          |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       | 含む近代化産業遺産群の世界遺産登録を目指                            |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       | す活動が活発に行われており、(「国民の声」要<br>望意見も多数あり)、政府として、速やかに検 |
|                                       | ない。   |

| 具体例、経済効果等 | ・ 産業遺産が世界遺産登録された場合には、その<br>地域の観光客増加を通じた地域活性化が期待で<br>きる。   |
|-----------|---|
| 改革案       | ・稼働中の産業遺産に関して、世界遺産登録推薦<br>のプロセスを構築することについて、関係府省<br>会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一<br>体となって検討を行うとともに、国土交通省等<br>関係府省は、文化財保護法以外の法令による保<br>全方策について速やかに検討を開始し、できる<br>限り早期に結論を得るべきである。<br>【平成22年度中に検討を開始し、平成23年度<br>中できる限り早期に結論】 |

## 【地域活性化2】

|          | L-C-WILLIO E A |                           |  |
|----------|----------------|---------------------------|--|
| 事項名      |                | 自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保     |  |
|          |                | 護行政における位置づけの明確化           |  |
| 規制・制度の概要 |                | ・ 重要性を考慮した文化財の指定、選定、登録及   |  |
|          |                | び保護は、文化財保護法に基づき、実施される。    |  |
|          |                | <根拠法令>                    |  |
|          |                | • 文化財保護法                  |  |
| 改革       | 草の方向性(当初案)     | ・ 近年、国から指定を受けない景観形成や観光開   |  |
|          |                | 発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に      |  |
|          |                | 失われている状況がある。自治体や地域の視点     |  |
|          |                | から様々な文化資源(文化財、文化遺産)をま     |  |
|          |                | ちづくりのための地域資源として顕在化させ、     |  |
|          |                | 保護・活用を図るため、自治体による「歴史文     |  |
|          |                | 化基本構想」の策定を可能にすることについ      |  |
|          |                | て、検討すべきである。               |  |
|          | 上記改革の方向性への     | ・ 地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的    |  |
|          | 考え方            | に保存・活用していくための基本方針である      |  |
|          |                | 「歴史文化基本構想」については、新たに「文     |  |
|          |                | 化芸術の振興に関する基本的な方針」(閣議決     |  |
| 担        |                | 定)に位置づけることにより、その策定の推進     |  |
| 当        |                | を図る。                      |  |
| 府        | 【対応可能性のある場合】   | ・ 平成 22 年度中に策定予定である文化芸術の振 |  |
| 省        | 見直し予定及びその内容    | 興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に     |  |
| の        |                | おいて「歴史文化基本構想」を位置づけ、周辺     |  |
| 回        |                | 環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活     |  |
| 答        |                | 用について明記する予定。              |  |
|          | 【対応困難とする場合】    | •                         |  |
|          | 要望へ対応した場合に生    |                           |  |
|          | じる問題点及び問題点に    |                           |  |
| 88888    | 対する補完措置の有無等    |                           |  |
| 改革事項に対する |                | ・ 都市計画行政や景観行政に比べて地方分権が    |  |
| 基本的考え方   |                | 遅れている文化財保護行政においては、戦前か     |  |
|          |                | ら伝統的な指定を主な手段とするトップダウ      |  |
|          |                | ンの文化財保護施策(少数優品主義)が継続し     |  |
|          |                | ており、景観形成や観光開発に重要な役割を果     |  |
|          |                | たすべき文化財未満の文化遺産が全国で約 10    |  |

年の間に2割程度失われている。 平成19年の文化審議会企画調査会の報告にお いて、保護法の改正により、自治体による「歴 史文化基本構想」の策定を可能にすることが提 案されたが、同時期に国交省・農水省・文化庁 の共管による「歴史まちづくり法」が施行され たため、上記調査会報告の趣旨の一部が同法に 吸収され、文化財保護行政の地方分権が曖昧な ままとなっている。 ・ 個々に展開してきた文化財保護行政、景観行 政、観光行政、教育行政等を、地域が描く一つ の将来目標像に向けて統合的に展開すること で魅力的な地域・都市空間の形成と豊かな暮ら しの実現、さらに地域間および国家間の交流の 推進、地場産業の6次産業化などが期待でき、 経済効果は甚大である。 • 国から指定を受けない景観形成や観光開発に 改革案 重要な役割を果たす文化資源が全国的に失わ れている状況を踏まえ、自治体や地域の視点か ら様々な文化資源(文化財、文化遺産)をまち づくりのための地域資源として顕在化させ、保 護・活用を図るため、自治体による「歴史文化 基本構想」の策定を可能にすることについて、 検討すべきである。 【平成 22 年度検討・結論】

## 【地域活性化3】

| 事項名           | 茅葺き屋根等木造建築物に関する建築基準法の     |
|---------------|---------------------------|
|               | 緩和                        |
| 規制・制度の概要      | ・ 建築基準法では、防火・準防火地域及び特定行   |
|               | 政庁が指定する区域において、屋根は耐火・準     |
|               | 耐火構造としなければならない。           |
|               | <根拠法令>                    |
|               | · 建築基準法第 22 条             |
| 改革の方向性(当初案)   | ・ 日本の伝統構法を活かした木造建造物による    |
|               | まちづくりや文化・観光振興の一環として、例     |
|               | えば茅葺き屋根を持つ古民家を復元した宿泊      |
|               | ビジネスを展開しようとした場合、防火地域、     |
|               | 準防火地域はもとより建築基準法第 22 条指定   |
|               | 区域の屋根は、耐火・準耐火構造としなければ     |
|               | ならないため不可能となる。周辺エリアにおけ     |
|               | る防火施設の整備等一定の条件の下に、不燃材     |
|               | 以外の材料の使用を可とするなど、検討すべき     |
|               | である。                      |
| 上記改革の方向性への    | ・ 防火・準防火地域又は 22 条地域は、地方公共 |
| 考え方           | 団体が市街地における火災の危険を防ぐため      |
|               | に指定している地域であり、地方公共団体が指     |
|               | 定を解除すれば、屋根を不燃材料とする規制は     |
|               | 適用されない。現に、地方公共団体が 22 条地   |
| 担             | 域の一部について指定を解除し、茅葺き屋根の     |
| 当             | 建築物が建築された事例も存在する。なお、事     |
| 府             | 務局記載の「耐火・準耐火構造」は、「防火上     |
| 省             | 有害な発炎をしないもので、屋内に達する防火     |
| 0             | 上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないも     |
|               | の」が正しい。                   |
| 答【対応可能性のある場合】 | ・ 現行の建築基準法の規定により対応可能      |
| 見直し予定及びその内容   |                           |
| 【対応困難とする場合】   | ・ 現行の建築基準法の規定により対応可能      |
| 要望へ対応した場合に生   |                           |
| じる問題点及び問題点に   |                           |
| 対する補完措置の有無等   |                           |

| 改革事項に対する | ・ 過去にも民間事業者等から同内容での規制改  |
|----------|-------------------------|
| 基本的考え方   | 革要望は複数あり。               |
|          | ・ 文化的価値の高い茅葺き技術の伝統を守るた  |
|          | めに、観光振興による地域活性化が期待される   |
|          | 温泉地等へ、茅葺き屋根による古民家等の宿泊   |
|          | 施設をビジネスとして成立させることが必要    |
|          | である。                    |
| 改革案      | ・ 日本の伝統構法を用いた茅葺き屋根等木造建  |
|          | 築物の文化的価値を継承し、地域活性化を図る   |
|          | 観点から、建築基準法第 22 条に基づき特定行 |
|          | 政庁が指定する区域内の建築物の屋根の構造    |
|          | に係る技術的基準及び区域の指定のあり方等    |
|          | について検討し結論を得た上で、地方公共団体   |
|          | に技術的助言(ガイドライン)を発出すべきで   |
|          | ある。【平成 23 年度検討・結論】      |
|          |                         |

# 【地域活性化4】

| 事項名         | 河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組み    |
|-------------|--------------------------|
|             | の整備等                     |
| 規制・制度の概要    | ・ 河川護岸の整備や人道橋の設置は、河川管理者  |
|             | が地域の実情に応じて河川整備計画を策定す     |
|             | ることになっている。               |
|             | <根拠法令>                   |
|             | - 河川法                    |
|             | • 海岸法                    |
| 改革の方向性(当初案) | ・ 河川法上、河川管理者が地域の実情に応じて河  |
|             | 川整備計画等を策定することとされているが、    |
|             | 観光地の雰囲気に合わない大規模な河川護岸     |
|             | 等が建設される例が見受けられる。国交省「河    |
|             | 川景観の形成と保全の考え方(平成 18 年 10 |
|             | 月)」を踏まえ、景観に配慮した河川護岸や人    |
|             | 道橋等の整備に係る住民合意等の手続きにつ     |
|             | いて、観光振興の観点から改めて周知を検討す    |
|             | べきである。                   |
|             | また海岸景観に関しても、既存の「海岸景観     |
|             | ガイドライン」について、併せて周知を検討す    |
|             | べきである。                   |
| 上記改革の方向性への  | (国土交通省)                  |
| 考え方         | ・ 「美しい河川景観の形成と保全の考え方」で   |
|             | は、河川護岸の整備を含む河川景観の形成につ    |
|             | いて、関係者が情報を共有しながら、様々な段    |
| 担           | 階での合意形成を進める等の取組が行われる     |
| 当           | よう推進している。また、人道橋等の許可工作    |
| 府           | 物については、治水上必要な諸基準を満たした    |
| 省           | 上で、河川の景観や自然的、社会的環境との調    |
|             | 和をそこなわないよう方針として定めている     |
|             | ところ。                     |
| 答           | ・「海岸景観形成ガイドライン」は、良好な海岸   |
|             | 景観の形成について行政関係者やまちづくり     |
|             | に関わる市民等が、地域の価値向上を図るため    |
|             | の方策を示している。               |
|             | ・ こうした取り組みが、観光振興にも寄与するも  |

|    |              | の考えている。                   |
|----|--------------|---------------------------|
|    |              | (農林水産省)                   |
|    |              | ・ 「河川景観の形成と保全の考え方(平成 18 年 |
|    |              | 10月)」では、河川護岸の整備を含む河川景観    |
|    |              | の形成について、関係者が情報を共有しなが      |
|    |              | ら、様々な段階での合意形成を進める等の取組     |
|    |              | が行われるよう推進している。            |
|    |              | ・ また、「海岸景観形成ガイドライン」は、良好   |
|    |              | な海岸景観の形成について行政関係者やまち      |
|    |              | づくりに関わる市民等が、地域の価値向上を図     |
|    |              | るための方策を示している。             |
|    |              | ・ こうした取り組みが、観光振興にも寄与するも   |
|    |              | の考えている。                   |
|    | 【対応可能性のある場合】 | (国土交通省)                   |
|    | 見直し予定及びその内容  | ・ 当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者へ    |
|    |              | の会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図     |
|    |              | っていく。                     |
|    |              | (農林水産省)                   |
|    |              | ・ 当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者へ    |
|    |              | の会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図     |
|    |              | っていく。                     |
|    | 【対応困難とする場合】  | •                         |
|    | 要望へ対応した場合に生  |                           |
|    | じる問題点及び問題点に  |                           |
|    | 対する補完措置の有無等  |                           |
| 改革 | 革事項に対する      | ・ 人道橋等の設置も含め、魅力ある観光地づくり   |
| 基本 | <b>本的考え方</b> | を一層推進することが求められており、適時適     |
|    |              | 切に関係者が情報を共有しながら合意形成を      |
|    |              | 進めるため、「河川景観の形成と保全の考え方」    |
|    |              | 等について、周知徹底を図る必要がある。       |
|    |              | ・ 現行制度の枠組みにとらわれることなく、人道   |
|    |              | 橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定め      |
|    |              | る技術的基準については、必要に応じた見直し     |
|    |              | を検討することも重要である。            |
|    |              |                           |

- ・地域の魅力を活かした観光振興の観点から、河川景観の形成と保全と治水上必要な諸基準との関係について、国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方(平成18年10月)」の周知徹底を図るとともに、親水空間の一層の活用の観点から、人道橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定める技術的基準の見直しも含めた検討を行うべきである。【平成23年度検討開始】
- ・また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイド ライン」に基づく取り組みが適切に行われるよ う、併せて周知徹底を検討すべきである。

【平成 23 年度検討·結論】

## 【地域活性化5】

| 「地域内にして」 |            |   |  |
|----------|------------|---|--|
| 事項       | <b>頁名</b>  | スキー場閉鎖時の課題への対応                          |  |
| 規制・制度の概要 |            | ・ 国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然                 |  |
|          |            | 公園法で定められた原状回復命令等に従い原                    |  |
|          |            | 状回復するか、又は原状回復が著しく困難であ                   |  |
|          |            | る場合は、これに代わるべき必要な措置を行わ                   |  |
|          |            | なければならない。                               |  |
|          |            | <根拠法令>                                  |  |
|          |            | · 自然公園法第 15 条                           |  |
| 改革       | 草の方向性(当初案) | ・ 債務超過状態にある国立公園内のスキー場を                  |  |
|          |            | 閉鎖する場合は、自然公園法により工作物の撤                   |  |
|          |            | 去や緑化植栽など原状回復が義務付けられて                    |  |
|          |            | おり、多額のコストを要するため閉鎖したくて                   |  |
|          |            | もできない状況下にある。また、原状回復が著                   |  |
|          |            | しく困難である場合は、同法にて、これに代わ                   |  |
|          |            | るべき必要な措置を執るべき旨規定がなされ                    |  |
|          |            | ているが、具体的な基準は定められていない。                   |  |
|          |            | 原状回復が困難な場合における、関係者の意見                   |  |
|          |            | 聴取の手順・スキーム等について、基準やガイ                   |  |
|          |            | ドラインの発出を検討すべきである。                       |  |
|          | 上記改革の方向性への | ・ 国立公園内のスキー場は、国立公園事業施設と                 |  |
|          | 考え方        | して、通常の工作物の新築行為等に対する審査                   |  |
|          |            | や許可を受けず、利用のために必要な施設であ                   |  |
|          |            | ることを理由に建設が認められているもので                    |  |
| 担        |            | ある。                                     |  |
| 当        |            | <ul><li>これらの施設が利用に供されなくなって以降、</li></ul> |  |
| 府        |            | 原状回復等されずに残置されることは、風致景                   |  |
| 省        |            | 観への支障が著しく大きく、国立公園としての                   |  |
| の        |            | <b>資質を脅かすものである。また、施設やゲレン</b>            |  |
| 回        |            | デの残置は、地滑りや崩落等により、国民の安                   |  |
| 答        |            | 全を脅かすおそれもある。従って、スキー場が                   |  |
|          |            | 閉鎖される際には、原状回復等の措置がとられ                   |  |
|          |            | ることが必要であるとともに、それらの措置                    |  |
|          |            | は、施設の設置者が行うことが当然である。                    |  |
|          |            | ・ 併せて原状回復が困難な場合の代替措置につ                  |  |
|          |            | いては、それぞれの施設や周囲の状況等にかん                   |  |

|    |                | がみ個別に検討すべきものであることから、基       |
|----|----------------|-----------------------------|
|    |                | 準やガイドラインを設定することは困難であ        |
|    |                | る。                          |
|    | 【対応可能性のある場合】   | •                           |
|    | 見直し予定及びその内容    |                             |
|    | 【対応困難とする場合】    | ・ 上記のとおり、個別具体の状況によってその対     |
|    | 要望へ対応した場合に生    | 応は多種多様であることから、基準やガイドラ       |
|    | じる問題点及び問題点に    | インの設定は困難である。                |
|    | 対する補完措置の有無等    | ・ なお、原状回復等の措置の命令は不利益処分に     |
|    |                | 当たることから、弁明の機会の付与の手順・ス       |
|    |                | キーム等については、既に行政手続法において       |
|    |                | 定められている。                    |
| 改革 | <b>革事項に対する</b> | ・ 平成 21 年 1 月、長野県「スキー場の今後の展 |
| 基本 | <b>卜的考え方</b>   | 開に関する検討会」において、スキー場の閉        |
|    |                | 鎖・休止時の課題として、同様の問題提起あり。      |
|    |                | ・ 債務超過状態にある国立公園のスキー場の淘      |
|    |                | 汰が進むことで、新たな資本の参入による魅力       |
|    |                | あるスキー場づくりが可能となる。            |
| 改革 | 车              | ・ 環境保全の観点から、収支赤字の中、原状回復     |
|    |                | に係る多額のコスト負担を回避するため止む        |
|    |                | を得ず存続している国立公園内のスキー場の        |
|    |                | 円滑な閉鎖を可能とするため、稼働状況、経営       |
|    |                | 状況等の実態調査を行った上で、原状回復コス       |
|    |                | トをより長期に亘って負担することを可能と        |
|    |                | するなど、原状回復義務を弾力的に運用する方       |
|    |                | 策について、検討すべきである。             |
|    |                | 【平成 23 年度検討・結論】             |
|    |                |                             |

## 【地域活性化6】

|          | 以冶注化6】       |                         |
|----------|--------------|-------------------------|
| 事項       | 名            | 着地型観光に即した各種業規制の見直し①     |
|          |              | 一旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等一    |
| 規制・制度の概要 |              | ・ 旅行者に対して交通機関や宿泊施設の手配に  |
|          |              | は旅行業者の登録が必要であり、第3種旅行業   |
|          |              | 登録には営業保証金の供託や旅行業務取扱管    |
|          |              | 理者の配置等行う必要がある。          |
|          |              | <根拠法令>                  |
|          |              | ・ 旅行業法第2条、第3条、第6条第1項、第7 |
|          |              | 条第1項、第2項及び第3項等          |
| 改革の      | の方向性(当初案)    | ・ 旅行者に対する交通機関や宿泊施設の手配に  |
|          |              | は旅行業者の登録が必要であり、営業保証金の   |
|          |              | 供託や旅行業務取扱管理者の選任等の要件が    |
|          |              | 課せられる。着地型観光の高まりを受け、地域   |
|          |              | 自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定   |
|          |              | の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適   |
|          |              | 用除外や第4種として新たなカテゴリーを創    |
|          |              | 設するなど、地域のリソースを使いやすくする   |
|          |              | 方策について、検討すべきである。        |
| L        | 上記改革の方向性への   | ・ 地域のニーズ等を踏まえ、着地型観光に即した |
| 7        | 考え方          | 旅行業規制のあり方について検討する。      |
|          |              | ・ 旅行業法では、旅行業者が扱うことのできる宿 |
| 担        |              | 泊施設について、旅館業法に規定する旅館業に   |
| 当        |              | 限定していない。                |
| ヨ        | 【対応可能性のある場合】 | ・ 着地型観光へのニーズの高まりやインターネ  |
| 省        | 見直し予定及びその内容  | ット取引の増加等の旅行を取り巻く環境の変    |
| の        |              | 化を踏まえ、着地型旅行はもとより旅行業全般   |
| 回        |              | について、時代の変化に即した規制のあり方に   |
| 答一       |              | ついて検討する。                |
|          | 【対応困難とする場合】  | •                       |
| 戛        | 要望へ対応した場合に生  |                         |
| l        | じる問題点及び問題点に  |                         |
| 文        | 対する補完措置の有無等  |                         |

| 改革事項に対する | <ul><li>・ 着地型観光に取り組む地域のNPO法人等団</li></ul> |
|----------|--|
| 基本的考え方   | 体が、宿泊施設や一般交通機関の手配に加え、                    |
|          | 体験型プログラムをセットで提供できるよう                     |
|          | にするためには、第3種旅行業者を取得しなけ                    |
|          | ればならない。                                  |
|          | ・ 地域の限られたリソースで着地型観光を推進                   |
|          | する際、現行の第3種は、営業保証金や旅行業                    |
|          | 務取扱管理者を設置するなど負担が大きい。                     |
|          | ・ なお、旅行業務取扱管理者に係る資格試験の内                  |
|          | 容は、地域資源を活かした観光振興とは直接関                    |
|          | 係していないとの声も聞く。                            |
| 改革案      | ・ 着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募                  |
|          | 集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅                    |
|          | 行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種と                    |
|          | して新たなカテゴリーを創設するなど、地域の                    |
|          | リソースを使いやすくする方策について、検討                    |
|          | すべきである。【平成 23 年度検討・結論】                   |
|          | ・ 「旅行業法」において、旅行業者が扱うことの                  |
|          | できる宿泊施設について、旅館業法に規定する                    |
|          | 旅館業に限定していないことを周知徹底すべ                     |
|          | きである。【平成 23 年度措置】                        |
|          | ・ 旅行業者が「旅行業法」として扱うことができ                  |
|          | る宿泊施設に民泊を含めることを検討すべき                     |
|          | である。【平成 23 年度検討・結論】                      |
|          |  |

# 【地域活性化7】

| 【地域冶压化/】      |  |
|---------------|--|
| 事項名           | 着地型観光に即した各種業規制の見直し②                    |
|               | ー道路運送法 自家用有償運送の特例ー                     |
| 規制・制度の概要      | ・ 各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、                |
|               | 道路運送法の許可を有していなければ、有償で                  |
|               | 観光客の運送を行うことはできない。 他方、                  |
|               | 過疎地域や公共の福祉を確保するためやむを                   |
|               | 得ない場合などは、許可の例外として、有償運                  |
|               | 送を認めている。                               |
|               | <根拠法令>                                 |
|               | · 道路運送法第 78 条                          |
| 改革の方向性(当初案)   | ・ 農山漁村における各種体験ツアーを実施する                 |
|               | 際の運送に関して、有償でツア一客を自家用自                  |
|               | 動車で運送することは認められていない。地域                  |
|               | の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件                  |
|               | の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送の特                  |
|               | 例として有償でツアー客の運送を可能とする                   |
|               | など、地域のリソースを使いやすくする方策に                  |
|               | ついて、検討すべきである。                          |
| 上記改革の方向性への    | <ul><li>国土交通省成長戦略の規制改革項目及び新成</li></ul> |
| 考え方           | 長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成                  |
|               | 22 年 9 月 10 閣議決定)の「日本を元気にする            |
|               | 規制改革 100」において、「エコツアー等事業                |
|               | 者による参加者輸送など」について、道路運送                  |
| 担             | 法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要                   |
| 当             | しない範囲の明確化を図ることとされている。                  |
| 府             | 当該明確化を図ることによって、地域のリソー                  |
| 省             | スを使いやすくする方策として自家用自動車                   |
| 0             | を活用した無償送迎輸送が実施しやすくなる。                  |
| 回【対応可能性のある場合】 | ・現在、原案の作成を進めているところであり、                 |
| 答 見直し予定及びその内容 | パブリックコメントを実施の上、当該結果を踏                  |
|               | まえて、平成22年度中に通達を発出する予定。                 |
| 【対応困難とする場合】   | •                                      |
| 要望へ対応した場合に生   |  |
| じる問題点及び問題点に   |  |
| 対する補完措置の有無等   |  |

| 改革事項に対する | │・ タクシー利用の場合、ツアー参加者への金銭的 │ |
|----------|----------------------------|
| 基本的考え方   | 負担が増えるため、ツアー事業者の多くは自家      |
|          | 用車に乗せ送迎するケースが多い。例えば、自      |
|          | 家用車の有償運送の許可要件として、安全性の      |
|          | 担保の観点から、二                  |
|          | ・ 種免許の取得の義務化や定期点検済車両に対     |
|          | し認証ステッカーを添付するなど、新たなカテ      |
|          | ゴリーの創設を検討することも必要である。       |
|          | ・ ツアー事業者において、旅行者の送迎案内を有    |
|          | 償にて対応可とすることで、地域による着地型      |
|          | 旅行商品の一層の販売増が期待できる。         |
| 改革案      | ・ 地域の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の    |
|          | 条件の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送      |
|          | の特例として有償でツアー客の運送を可能と       |
|          | するなど、地域のリソースを使いやすくする方      |
|          | 策について、検討すべきである。            |
|          | 【平成 23 年度検討・結論】            |
|          |                            |

## 【地域活性化8】

| 事工       | 也以为注16 8 】<br>百夕                                       | 酒類の卸売業免許の要件緩和                                     |
|----------|--|---|
| 事り       | <sup>民</sup> 口<br>———————————————————————————————————— | <b>海州の即元未允計の安計版和</b>                              |
| 規制・制度の概要 |  | ・ 酒類の卸売業免許は営業方法によって基準数                            |
|          |  | 量が異なり、洋酒卸売業の場合は、申請する販                             |
|          |  | 売場の年平均販売見込数量が、大都市 36kl、                           |
|          |  | 大都市以外 24kl となっている。                                |
|          |  | <根拠法令>  |
|          |  | - 酒税法第 10 条第 10 号、第 11 号                          |
|          |  | ・ 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達                              |
|          |  | 第 2 編第 10 条第 10 号関係 8 〈洋酒卸売業免許                    |
|          |  | についての取扱い〉、第 11 号関係 5 <全酒類卸                        |
|          |  | 売業免許の需給調整要件〉                                      |
| 改革       | 草の方向性(当初案)   | - 農産物等を原料とする果実酒を販売する農家                            |
|          |  | (製造は県外醸造所に委託)の場合、「小売業                             |
|          |  | 免許」は取得が可能であるが、年間販売基準数                             |
|          |  | 量が満たないため、国内の酒販店や百貨店等へ                             |
|          |  | の販売を可能とする「卸売業免許」の取得は困                             |
|          |  | 難となっている。地域資源(農産物等)を原料                             |
|          |  | とした酒類販売者に対する「卸売業免許」の要                             |
|          | 1 + +  | 件緩和について、検討すべきである。                                 |
|          | 上記改革の方向性への   | ・ 酒税は、製造者を納税義務者としており、製造                           |
|          | 考え方  | 場から移出された時点で課税されているが、そ                             |
|          |  | の負担は最終的に消費者に転嫁される仕組み                              |
|          |  | となっており、販売代金の確実な回収と税負担                             |
| 担        |  | の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、                             |
| 当        |  | 酒類販売業についても免許制を採用している。<br>このもは、運転販売業免款については、中誌者    |
| 府        |  | ・このため、酒類販売業免許については、申請者                            |
| 省        |  | が一定規模以上の酒類を継続的に販売するこ  <br>  とが見込まれ、かつ、そのための販売設備や所 |
| の        |  | 要資金を有しているなど、充分な経営基盤を有                             |
| 回        |  | 安貞並を有しているなど、元万な程呂基盤を有<br>するものであると認められる場合に免許を付     |
| 答        |  | するものであると認められる場合に発音をN                              |
|          |  | - 子することとしている。<br>- 洋酒卸売業免許における年平均販売見込数量           |
|          |  | の基準については、申請者の経営の基礎が薄弱                             |
|          |  | であると認められるかどうかを審査するため                              |
|          |  | 設けている。  |
|          |  | はいている。  |

|     |              | ・ なお、農家の方が、自ら果実酒の製造免許を取 |
|-----|--------------|-------------------------|
|     |              | 得した場合(果実酒の最低製造数量基準6k    |
|     |              | I)には、卸売業免許や小売業免許を取得する   |
|     |              | ことなく、製造場において、果実酒を国内の酒   |
|     |              | 販店や百貨店等へ販売することが可能である。   |
|     | 【対応可能性のある場合】 | •                       |
| 見   | 直し予定及びその内容   |                         |
|     | 【対応困難とする場合】  | ・ 一律に、年平均販売見込数量の要件を廃止又は |
| 要   | 要望へ対応した場合に生  | 緩和する場合、卸売業者が酒税の納税者たる製   |
| ľ   | じる問題点及び問題点に  | 造者との直接の取引関係にあることから、製造   |
| 交   | 付する補完措置の有無等  | 者の経営に影響を及ぼすおそれがあり、酒税法   |
|     |              | の目的である酒税の確実な徴収が図られなく    |
|     |              | なる。                     |
|     |              | ・ なお、個別に具体的な事業計画等の内容を把握 |
|     |              | して、酒税の保全上、大きな問題がないと認め   |
|     |              | られる場合には、年平均販売見込数量の要件を   |
|     |              | 満たさないときであっても、税務署長が国税局   |
|     |              | 長に上申の上で免許を付与することが可能と    |
|     |              | なっている。                  |
| 改革事 | 事項に対する       | ・ 原料供給及び製造数量の観点からも、法制度に |
| 基本的 | り考え方         | 基づき規定された年間の平均販売見込数量基    |
|     |              | 準は大きすぎるのではないかとの声を聞く。    |
|     |              | (例:果実酒における最低製造数量基準は 6   |
|     |              | キロリットル)                 |
|     |              | ・ 都道府県の地域資源に認定されている農産物  |
|     |              | 等を原料とした果実酒等は、一層の販売増によ   |
|     |              | る地域振興や地域活性化への期待が大きく見    |
|     |              | 込まれることから、年平均販売見込数量基準の   |
|     |              | 緩和による、卸売業免許の交付可能な事業者の   |
|     |              | 枠を広げる意義は大きい。            |
|     |              | ・ 国内外を問わず、全酒類卸売業免許の取得を求 |
|     |              | める事業者は少なくない。            |
|     |              | 全酒類卸売業免許の取得には、人的要件、場所   |
|     |              | 的要件、経営基礎要件、需給調整要件を満たす   |
|     |              | ことが必要とされている。このうち、需給調整   |
|     |              | 要件としてその卸売販売地域ごとに免許枠の    |

|     | 上限が設定されており、免許枠の上限を上回る   |
|-----|-------------------------|
|     | 場合には、その他の要件を満たした場合であっ   |
|     | ても、原則として全酒類卸売免許が交付されな   |
|     | いことから、免許の付与について、弾力的運用   |
|     | を検討すべきである。              |
| 改革案 | ・ 酒税の保全上大きな問題を生じさせないこと  |
|     | を前提として、地域資源(農産物等)を原料と   |
|     | した酒類の販売を行う事業者について、酒類や   |
|     | その営業方法等、一定の条件を満たす場合には   |
|     | 卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の見    |
|     | 直しを行うことを検討すべきである。       |
|     | 【平成 23 年度検討・結論】         |
|     | ・ 需給調整要件を大幅に緩和し、人的要件、場所 |
|     | 的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税   |
|     | の保全上、大きな問題がないと認められる場合   |
|     | には、免許の付与について弾力的運用を講じる   |
|     | ことを検討すべきである。            |
|     | また、申請手続きに関しても、免許枠算定に    |
|     | 係る透明性の確保、標準処理期間の短縮、提出   |
|     | 書類の簡素化など、全般的見直しを検討すべき   |
|     | である。【平成 23 年度検討・結論】     |
|     |                         |

## 【地域活性化9】

| 事功       | <b>頁名</b>  | 道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡        |
|----------|------------|------------------------------|
|          |            | 素化                           |
| 規制・制度の概要 |            | ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各      |
|          |            | 種イベント等を開催する場合、道路使用・占有        |
|          |            | 許可を取得する必要がある。                |
|          |            | <根拠法令>                       |
|          |            | ・ 道路交通法第77条第1項及び第2項          |
| 改革       | 草の方向性(当初案) | ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事やイ      |
|          |            | ベント等を開催する場合、道路使用許可等を取        |
|          |            | 得する必要があり、特に物品販売を伴うものに        |
|          |            | ついては、許可の取得が進まないことが多い。        |
|          |            | 各種イベントの開催において、道路使用許可等        |
|          |            | が取得しやすくなるよう、一層の弾力的な運用        |
|          |            | を図るとともに、申請手続についても簡素化を        |
|          |            | 図るべきである。                     |
|          | 上記改革の方向性への | (国土交通省)                      |
|          | 考え方        | ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各      |
|          |            | 種イベント等を開催する場合については、地域        |
|          |            | の活性化や都市における賑わい創出の観点を         |
|          |            | 考慮し、道路占用許可として「地域の活性化等        |
|          |            | に資する路上イベントに伴う道路占用の取り         |
| +0       |            | 扱い」(平成17年道路局長通達)において許        |
| 担        |            | 可基準を定め、道路管理者として路上イベント        |
| 当        |            | の支援を図っている。                   |
| 府        |            | ・ また、路上イベントの実施に伴い、道路占用許      |
| 省        |            | 可及び道路使用許可の両方が必要な場合には、        |
| の        |            | 申請者手続きの簡素化を図るため、道路占用許        |
| 口        |            | 可申請書の提出は所轄警察署長を、道路使用許        |
| 答        |            | 可申請書の提出は道路管理者を経由して、それ        |
|          |            | ぞれ行うことができるよう窓口の一本化を図         |
|          |            | っている。                        |
|          |            | (警察庁)                        |
|          |            | ・ 地域活性化等を目的とするイベント等を道路       |
|          |            | 上で行おうとする道路使用許可については、平        |
|          |            | 成 16 年 3 月 18 日付けで「イベント等に伴う道 |

| 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容                                 | 路使用許可の取扱いについて」(通達)を発出してイベット等に係る許可手続の円滑化のための措置等を示してこれを推進するとと可申請手続のでは、平成 17 年 3 月 17 日付けで「道路達」を図っている。 では、一層の簡素 17 年 3 月 17 日付けで「通達」を図っている。 では、一層の簡素 17 年 3 月 17 日 17 |
|--|---|
| 【対応困難とする場合】<br>要望へ対応した場合に生<br>じる問題点及び問題点に<br>対する補完措置の有無等 | •   |
| 改革事項に対する<br>基本的考え方                                       | ・ 地域の声として、イベント等に伴う道路使用許可及び占用許可に係る警察庁及び国土交通省の通達により、一定の効果があったとの認識がある一方、地域による対応のバラツキや担当者による対応の違いなど、更なる改善を求める声  |

|     | は少なくない。                 |
|-----|-------------------------|
|     | ・ 地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわ |
|     | いを創出するために非常に重要であることか    |
|     | ら、不断の見直しは必要である。         |
| 改革案 | ・ 各種イベントを開催する場合、道路使用及び占 |
|     | 有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済み   |
|     | の「道路使用許可及び占用許可の取扱い」につ   |
|     | いて、周知徹底を行うとともに、国と地方公共   |
|     | 団体の申請様式の統一化、物品販売のための露   |
|     | 店出店に係る手続きの一元化、合意形成過程に   |
|     | おける協議プロセスの合理化など、申請手続き   |
|     | の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることに    |
|     | ついて、検討すべきである。           |
|     | 【平成 23 年度検討・結論】         |

## 【地域活性化 10】

| 事」  | 百名<br>百名   | アーケードに添架する装飾等の運用の緩和          |
|-----|------------|------------------------------|
| - ' |            |                              |
| 規制  | 削・制度の概要    | ・アーケード街でのイベント開催において、アー       |
|     |            | ケードに装飾等の添架をする際は占用許可を         |
|     |            | 取得する必要がある。                   |
|     |            | <根拠法令>                       |
|     |            | - 道路法第 32 条、建築基準法第 44 条、建築基準 |
|     |            | 法施行令第 145 条                  |
| 改革  | 革の方向性(当初案) | - アーケード街でのイベント開催において、アー      |
|     |            | ケードに装飾等の添架をする際は占用許可を  <br>   |
|     |            | 取得する必要があるが、建築基準法違反の疑い        |
|     |            | があるとして、許可の取得が進まないことが多        |
|     |            | い。各種イベントの装飾等をアーケード内に適        |
|     |            | 切に展示できるよう、技術的助言(ガイドライ        |
|     |            | ン)の発出など検討すべきである。             |
|     | 上記改革の方向性への | (国土交通省、総務省(消防庁))             |
|     | 考え方        | ・ アーケードは建築基準法第 44 条の許可を受け    |
|     |            | て建築されたものであることから、装飾等によ        |
|     |            | って、安全性の低下がないようにすることが必        |
|     |            | 要。その際、安全性を確認した上で、装飾等の        |
|     |            | 添架を含めて許可を取得することが可能であ         |
|     |            | り、許可の範囲内で装飾等の添架を行うことが        |
| 担   |            | 可能。                          |
| 当   |            | ・ 地域の活性化や都市における賑わい創出のた       |
| 府   |            | めの路上イベントに伴う、道路占用については        |
| 省   |            | 「地域の活性化等に資する路上イベントに伴         |
| の   |            | う道路占用の取り扱い」(平成17年道路局長        |
| 回   |            | 通達)において許可基準を定め、道路管理者と        |
| 答   |            | して路上イベントの支援を図っている。           |
|     |            | (警察庁)                        |
|     |            | ・ 「アーケードの取扱について」(昭和30年2月     |
|     |            | 1日付け国消発第 72 号・建設省発住第5号・      |
|     |            | 発備第2号)については、アーケードの設置等        |
|     |            | に関する警察の対応も含まれる通達であった         |
|     |            | ため現在の消防庁・国土交通省・警察庁の連名        |
|     |            | となっているが、道路占用許可は道路法(国土        |

| 【対応可能性のある場合】<br>見直し予定及びその内容                              | 交通省所管)に基づく道路管理者の権限であり、建築基準法は国土交通省が所管している。 ・本件は、建築基準法に関しガイドラインの発出等を検討するものであり、いずれにしても警察庁が対応するものではない。 ・「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。  |
|--|---|
| 【対応困難とする場合】<br>要望へ対応した場合に生<br>じる問題点及び問題点に<br>対する補完措置の有無等 | ・ 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。  |
| 改革事項に対する基本的考え方   | <ul> <li>・本来アーケードは飾り付け等をするものではなく、構造上、附設物の設置は想定していないとの考え方が前提にあるため、地方公共団体は、原則、既存の添架物以外は認めない方向にある。</li> <li>・例えば、期間限定でのアーケード天井のバトンをつなぐイルミネーション(天の川)の設置などは、アーケードの構造変更に相当すると整理され、安全上の観点から、アーケード連絡協議会にかけなければならないとの理由で、許可取得が進まない。</li> <li>・また、臨時的に九州新幹線開通へ向けて歓迎用の垂れ幕を設置しようとしたところ、新たな添架物の設置は構造上、また景観上問題があるとして、回答留保のままとなっている。</li> <li>・地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわいを創出するために非常に重要であることから、不断の見直しは必要である。</li> </ul> |
| 改革案  | ・ 各種イベントの装飾等をアーケードに適切に<br>添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許<br>可の範囲について検討し、技術的助言(ガイド<br>ライン)を発出すべきである。<br>【平成23年度検討・結論・措置】  |

## 【地域活性化 11】

| 1.心水/口口[1]                      |        |
|---------------------------------|--------|
| 事項名 商店街振興組合の設立要件の見直し            |        |
| 一産業分類要件の緩和—                     |        |
| 規制・制度の概要・ 商店街振興組合を設立するには、 /     | 小売商業及び |
| サービス業に属する事業を営む者の                | 30人以上が |
| 近接している地域であって、その地域であって、その地域であって、 | 域内の小売商 |
| 業またはサービス業に属する事業を                | を営む者等の |
| うち、3分の2以上が組合員となり、2              | かつ総組合員 |
| の2分の1以上が小売商業または                 | サービス業に |
| 属する事業を営む者であることが要                | 件となってい |
| <b>ర</b> ి                      |        |
| <根拠法令>                          |        |
| · 商店街振興組合法第6条                   |        |
| 改革の方向性(当初案) ・ 都心部においては、当初、商店街   | 設立における |
| 小売商業及びサービス業に属する                 | る事業者数要 |
| 件を満たしていたとしても、一部の                | の事業者によ |
| る不動産業への業種転換により、                 | 産業分類要件 |
| を満たさなくなることがある。地域                | 域内の産業分 |
| 類による割合については、店舗の                 | 所有と使用に |
| 分けて基準を設定することにいつ                 | いて、検討す |
| べきである。                          |        |
| 上記改革の方向性への ・ 商店街振興組合法は、店舗の所有    | 、使用にかか |
| 考え方 わらず、商店街において実際に小!            | 売商業又はサ |
| ービス業に属する事業を営んでし                 | ハる中小企業 |
| 担 者がどうかを認定基準としており               | 、実際にこれ |
| 当 らの事業を営んでいる中小企業者               | 旨を対象とし |
| 府 て組織化し、商店街の活性化を図っ              | ろうとするも |
| <u>省</u> のである。                  |        |
| の 【対応可能性のある場合】 ・                |        |
| 回見直し予定及びその内容                    |        |
| 答 【対応困難とする場合】 ・ 同上(上記規制改革の方向性への | 考え方)   |
| 要望へ対応した場合に生                     |        |
|                                 |        |
| じる問題点及び問題点に                     | l      |

| 改革事項に対する | ・ 商店街組合振興法は、地域の環境の整備改善を |
|----------|-------------------------|
| 基本的考え方   | 図るために必要な組織等について定めたもの    |
|          | であるが、産業分類要件としては、小売業及び   |
|          | サービス業に限定されている。          |
|          | ・ 都市部においては、近年の経営者の高齢化、後 |
|          | 継者難等により、自ら営業していた店舗を第三   |
|          | 者に賃貸し、不動産賃貸業の店舗オーナーとし   |
|          | て、商店街振興に携わる事例が増えている。    |
|          | ・ このような場合は、業種転換した後も、商店街 |
|          | 振興組合の一員として、地域貢献活動が十分に   |
|          | 担えることから、地域の商店街振興上、特段の   |
|          | 支障がなければ、実態に即した法改正等、産業   |
|          | 分類要件を見直すことが必要である。       |
| 改革案      | ・ 商店街振興組合の設立に係る組合員の事業構  |
|          | 成要件について、小売商業及びサービス業のみ   |
|          | ならず、それらに対し不動産賃貸を行う事業者   |
|          | を含めることについて検討し、結論を得るべき   |
|          | である。【平成 23 年度検討・結論】     |
|          |                         |

## 【地域活性化 12】

| 事項名                   | 中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和  |
|-----------------------|--|
| 規制・制度の概要              | <ul> <li>中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定、平成21年4月24日最終改正)(参考)</li> <li>・市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱(昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号)</li> <li>&lt;根拠法令&gt;</li> </ul>   |
| 改革の方向性(当初案)           | ・中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、市町村が計画期間(おおむね5年以内を目安)を含む基本計画を策定し、当該計画が認定されていれば再開発事業補助の割増が適用されるにもかかわらず、5年以内の事業完了は現実的には困難であることが多い。都道府県知事の市街地再開発組合の設立が認可された際には、計画期間を延長することを検討すべきである。   |
| 上記改革の方向性への考え方 担当府省の回答 | <ul> <li>(内閣府 地域活性化推進室)</li> <li>基本計画に基づく中心市街地活性化の取組は、認定から一定期間が経過した後に、中心市街地の現状や事業の実施状況等について把握・検証することが必要と考えております。このため、計画期間としておおむね5年以内を目安に市町村が設定することとしております。</li> <li>新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においても法制度上認められております。</li> <li>なお、市街地再開発事業の割増制度における適用の可否につきましては所管省庁の判断になります。</li> </ul> |

| 【対応可能性のある場合】 | ・新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においてもは地底ト部はこれ |
|--------------|---|
| 見直し予定及びその内容  | けることは、現在においても法制度上認められ                       |
|              | ております。                                      |
| 【対応困難とする場合】  | •   |
| 要望へ対応した場合に生  |   |
| じる問題点及び問題点に  |   |
| 対する補完措置の有無等  |   |
| 改革事項に対する     | ・ 中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開                      |
| 基本的考え方       | 発法による市街地再開発事業の認定事業につ                        |
|              | いては、市町村が計画期間(おおむね5年以内                       |
|              | を目安)を含む基本計画を策定し、当該計画が                       |
|              | 認定されていれば再開発事業補助の割増が適                        |
|              | 用されるにもかかわらず、5年以内の事業完了                       |
|              | は現実的には困難であることが多いため、必要                       |
|              | な見直しを検討する必要がある。                             |
| 改革案          | ・ 中心市街地活性化基本計画に関する都市再開                      |
|              | 発法による市街地再開発事業の認定事業につ                        |
|              | いては、事業が長期にわたるものが多い実態に                       |
|              | 鑑み、当初から5年を超える期間にて策定され                       |
|              | ている場合、当初計画と再認定計画の間に隙間                       |
|              | が生じないよう、円滑に再認定を行うことにつ                       |
|              | いて、検討すべきである。                                |
|              | 【平成 23 年度検討・結論】                             |
|              |   |

## 【地域活性化 13】

| 事項 |                | 大規模集客施設の郊外立地抑制について                      |
|----|----------------|---|
|    | ·              |   |
| 規制 | <b>川・制度の概要</b> | ・ 現在、延べ床面積が1万平方メートルを超える                 |
|    |                | 店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場                   |
|    |                | などの大規模集客施設の郊外部への出店は制                    |
|    |                | 限されている。                                 |
|    |                | <根拠法令>                                  |
|    |                | • 都市計画法                                 |
| 改革 | 草の方向性(当初案)     | <ul><li>「まちづくり三法」にかかわらず、優良農地の</li></ul> |
|    |                | 転用等により大規模集客施設が郊外に立地さ                    |
|    |                | れることで、都市郊外のスプロール化と中心市                   |
|    |                | 街地の空洞化が進み、規制強化の声が一部の地                   |
|    |                | 域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到                   |
|    |                | 来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼ                   |
|    |                | す大規模集客施設の郊外立地のあり方につい                    |
|    |                | て、実態調査を行うべきである。                         |
|    | 上記改革の方向性への     | ・ 平成 18 年のまちづくり 3 法は、広域にわたり             |
|    | 考え方            | 都市構造やインフラに大きな影響を与えるよ                    |
|    |                | うな大規模な集客施設の適正な立地を誘導す                    |
|    |                | るため都市計画法等を改正したもの。                       |
| 担  |                | ・ これらの制度の趣旨を踏まえ、地方公共団体の                 |
| 当  |                | 判断に基づいて、用途地域の変更、特定用途制                   |
| 府  |                | 限地域、特別用途地区、開発整備促進区等の指                   |
| 省  |                | 定、準都市計画区域制度の活用等により、大規                   |
| つの |                | 模集客施設の立地等をコントロールすること                    |
| 回  |                | が可能である。                                 |
| 答  |                | ・ なお、まちづくり3法改正を踏まえた都市計画                 |
| 百  |                | 制度の活用状況については調査・把握している                   |
|    |                | ところであり、今後とも必要な実態把握に努め                   |
|    |                | て参りたい。                                  |
|    | 【対応可能性のある場合】   | ・ 上記の通り現行制度で対応可能。                       |
|    | 見直し予定及びその内容    |   |

| 【対応困難とする場合】<br>要望へ対応した場合に生<br>じる問題点及び問題点に | •  |
|---|--|
| 対する補完措置の有無等                               |  |
| 改革事項に対する<br>基本的考え方                        | ・「まちづくり3法」にかかわらず、優良農地の<br>転用等により大規模集客施設が郊外に立地されることで、都市郊外のスプロール化と中心市<br>街地の空洞化が進み、規制強化の声が一部の地<br>域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到<br>来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼ<br>す大規模集客施設の郊外立地のあり方につい |
| 改革案                                       | て、実態調査を行う必要がある。  |

## 【地域活性化 14】

| 事項名                              | 観光目的の船舶(20t 以上)の検査および設備<br>の設置要件の緩和  |
|----------------------------------|--|
| 規制・制度の概要                         | <ul> <li>船舶の安全航行の確保のため行われる船舶検査は、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶であっても、重量が20t以上となる場合は、船舶安全法に基づく国の検査基準に基づき、実施される。</li> <li>&lt;根拠法令&gt;</li> <li>船舶安全法第2条~第5条、第7条ノ2、第9条</li> </ul>                    |
| 改革の方向性(当初案)                      | ・船舶の検査および設備の設置要件は、船舶安全<br>法の船舶重量を基準に区分されているため、遊<br>覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶は、実<br>際の航行区域や航行時間に比し検査項目が多<br>く設備の設置要件も厳しくなっている。船舶重<br>量を基準に区分するのではなく、航行区域や利<br>用方法等を基準に区分することについて、検討<br>すべきである。 |
| 上記改革の方向性への<br>考え方<br>担<br>当<br>府 | <ul> <li>既に、船舶の安全性を確保するための構造・設備基準は、総トン数だけではなく、航行区域や定員等利用方法に応じて設定されている。</li> <li>なお、船舶の検査は、それぞれの船舶の構造・設備等が基準に適合するかどうかを判断するため、必要な検査項目について実施している。</li> </ul>                              |
| 日の回答                             | •  |
| 改革事項に対する<br>基本的考え方               | <ul><li>近年の外国人旅行者の増加を受け、ゆったりくつろげる一回り大きな客室空間の建造ニーズが高まっている。</li><li>遊覧船や屋形舟において、20 t 以上の場合は、船舶安全法に基づく国の検査を受けるものと</li></ul>   |

|            | されているが、航行区域が平水区域に限られる場合には、極めて海岸に近い区域のみでの航行が想定される 20 t 未満を対象とする日本小型船舶機構による検査で十分対応が可能と考え |
|------------|--|
| <b>小女女</b> | る。 20.1以上の体験があ足形向において、航行反抗   |
| 改革案        | ・ 20 t 以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域<br>が平水区域に限定される場合には、日本小型船<br>舶機構による検査でも対応可とすることにつ            |
|            | いて、検討すべきである。<br>【平成 23 年度検討・結論】  |

## 【地域活性化 15】

| _  | 巴埃伯[[[]]]<br>王女 | お内外市光により、1つ時の中華にアフロルが空る   |
|----|-----------------|---------------------------|
| 事具 | 具名              | 旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の     |
|    |                 | 拡大                        |
| 規制 | 削・制度の概要         | ・ 旅客船事業における新たな航路申請の基準と    |
|    |                 | して、年間3回以上は許可、3回未満は届出と     |
|    |                 | なっている。                    |
|    |                 | <根拠法令>                    |
|    |                 | ・ 海上運送法第3条、第20条第2項        |
| 改革 | 革の方向性(当初案)      | ・ 旅客船により人の運送を行う者のうち、一定の   |
|    |                 | 航路に新たに就航させて人の運送を行う場合、     |
|    |                 | 年間3回未満(3日間以内)に限り「届出」に     |
|    |                 | て対応可能であるが、期間を超える場合は「許     |
|    |                 | 可」を得る必要がある。観光振興等のため、回     |
|    |                 | 数を限った新たな航路を設定するケースの増      |
|    |                 | 加が見込まれることから、航路申請における届     |
|    |                 | 出範囲の拡大など弾力的運用を行うことにつ      |
|    |                 | いて、検討すべきである。              |
|    | 上記改革の方向性への      | ・ 現行、旅客船(旅客定員 13 人以上)による人 |
|    | 考え方             | の運送をする事業については、①一般旅客定期     |
|    |                 | 航路事業等の、一定の航路に就航し運送を行う     |
|    |                 | 事業と、②それ以外の「人の運送をする不定期     |
|    |                 | 航路事業」に区分され、一般旅客定期航路事業     |
|    |                 | (以下「定期航路事業」) については、高い公    |
| 担  |                 | 共性から、その事業の適性等を確認するため許     |
| 当  |                 | 可制とし、人の運送をする不定期航路事業は届     |
| 府  |                 | 出制としている。                  |
| 省  |                 | ・ この点で、一定の航路に該当するか否かについ   |
| の  |                 | て、航路就航としての反復性・定型性が認めら     |
| 回  |                 | れるかという観点から、年間 3 日以内の運航    |
| 答  |                 | (運航回数制限なし) であれば、一定の航路に    |
|    |                 | 該当しない(即ち、定期航路事業等には該当し     |
|    |                 | ない) ものとして扱うという一部柔軟な取扱い    |
|    |                 | をしているところである。              |
|    |                 | ・ 定期航路事業については、定時運航を行い主と   |
|    |                 | して生活交通を担うことから公共性が高く、利     |
|    |                 | 用者利便を確保する必要から事業者に運航の      |

確保等を義務づける一方で、適正な事業環境下での安定的・継続的な航路運営をはかる必要があり、平成12年の海上運送法の改正法審議の際にクリームスキミングの防止について附帯決議されたところである。

- ・このように、航路を定めての運航に関する届出 範囲の拡大(年間運航日数の増加等)は、旅客 の多寡に関わらず予め定められた日程表に従 って継続的に運航を行う責務を有する定期航 路事業が競争上不利な立場におかれるという 不公平な条件下での競争を生みかねず、観光 興等を目的としている場合でも、一定の航路 航としての反復性・定型性が認められる以上 は、あくまでも、定期航路事業に該当するもの である。また、許可事業であれ届出事業であれ、 全ての人の運送をする事業については、事業参 入審査以外にも安全規制及び利用者保護規制 がかかるという点は、許可から仮に届出に移行 しても同じである点にも留意が必要である。
- ・他方、現行制度においても、下記に述べる一般 旅客定期航路事業者が行う臨時便運航などに よっても観光振興等の需要に対応することは 可能だと考えており、また、「観光圏の整備に よる観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する 法律」に基づき、観光圏整備実施計画に従う運 航回数の増加等を実施する場合は、海上運送法 に基づく一般旅客定期航路事業者の船舶運航 計画の変更の届出又は認可に代えて、簡易な届 出で足りるなどの簡便化を図っているところ。

#### 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

-

現行制度でも、一般旅客定期航路事業者が行う 臨時便運航、旅客不定期航路事業の貸切運送 (旅行代理店の主催旅行)、人の運送をする不 定期航路事業としての年間3日以内の乗合運 送は行える。

| ・ 航路申請における許可取得には、煩雑な申請手 |
|-------------------------|
| 続きに加え、標準処理期間として2か月程度要   |
| するため、顧客ニーズに応じた柔軟な航路変更   |
| に対応することができない。           |
| ・ 基本となる航路に対して、一定エリア内におけ |
| る就航先変更に柔軟に対応できるゾーン管理    |
| の仕組みを取り入れることで、水辺の観光需要   |
| の掘り起こしが可能。              |
| ・ 平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る  |
| 航路申請において、一定区域内における航路変   |
| 更に柔軟に対応できるゾーン管理の仕組みを    |
| 取り入れるなど、弾力的運用を行うことについ   |
| て、検討すべきである。             |
| 【平成 23 年度検討開始】          |
|                         |

## 【地域活性化 16】

| 事項       | 自名           | 中小企業の資金調達の多様化に資する方策の検討   |
|----------|--------------|--------------------------|
|          |              | ー私募債制度の整備・拡充ー            |
| 規制・制度の概要 |              | ・ 少人数の縁故者に対して直接募集する私募債   |
|          |              | は、社債の引受けを勧誘する相手の人数が 50   |
|          |              | 人未満に限定されている。             |
|          |              | <根拠法令>                   |
|          |              | • 金融商品取引法第2条             |
| 改革       | 草の方向性(当初案)   | ・ 地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯  |
|          |              | 蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、    |
|          |              | 社債発行という形で広く地域住民から直接調     |
|          |              | 達をしようとすると、現行の金融商品取引法に    |
|          |              | おいては公募扱いとなり(50 人以上の場合)   |
|          |              | 様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニテ    |
|          |              | ィの発展に資する中小企業の資金調達のうち     |
|          |              | 投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件    |
|          |              | を満たすものについては私募債となるよう、制    |
|          |              | 度の見直しについて検討すべきである。       |
|          | 上記改革の方向性への   | ・ その相手方が地域住民であっても、50 名以上 |
|          | 考え方          | の多数の者に勧誘が行われる場合、投資者であ    |
|          |              | る地域住民は投資判断に必要な情報を得ない     |
|          |              | まま投資することとなり、投資者保護上問題で    |
|          |              | あると考えられる。                |
| +0       |              | ・ なお、現行制度においても、適格機関投資家に  |
| 担业       |              | 該当する地域住民のみを対象とする場合には、    |
| 当        |              | 50 名以上の者に対する社債の取得勧誘であっ   |
| 府省       |              | ても、当該社債に転売制限(適格機関投資家以    |
| -        |              | 外の者への譲渡禁止)を付すこと等により、い    |
| の<br>回   |              | わゆる私募債の発行は可能であると考える。     |
| 回        | 【対応可能性のある場合】 | •                        |
| 答        | 見直し予定及びその内容  |                          |
|          | 【対応困難とする場合】  | ・ 社債の勧誘の相手方が地域住民であっても、50 |
|          | 要望へ対応した場合に生  | 名以上の多数の者に勧誘が行われる場合、投資    |
|          | じる問題点及び問題点に  | 者である地域住民は投資判断に必要な情報を     |
|          | 対する補完措置の有無等  | 得ないまま投資することとなり、投資者保護上    |
|          |              | 問題であると考えられる。             |
|          |              |                          |

| 改革事項に対する | ・ 地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯 |
|----------|-------------------------|
| 基本的考え方   | 蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、   |
|          | 社債発行という形で広く地域住民から直接調    |
|          | 達をしようとすると、現行の金融商品取引法に   |
|          | おいては公募扱いとなり(50人以上の場合)   |
|          | 様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニテ   |
|          | ィの発展に資する中小企業の資金調達のうち    |
|          | 投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件   |
|          | を満たすものについては私募債となるよう、制   |
|          | 度を見直す必要がある。             |
| 改革案      | ・ 地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用  |
|          | し、地域コミュニティを支える中小・中堅企業   |
|          | の事業の継続・発展を図る観点から、域内資金   |
|          | 循環に資する社債等の直接金融の制度のあり    |
|          | 方について、金融庁は経済産業省と連携して検   |
|          | 討し、結論を得るべきである。          |
|          | 【平成 23 年度検討・結論】         |
|          |                         |

# 【地域活性化 17】

| 事項名        |                   | 中小企業の事業承継に係る方策の検討   |
|------------|-------------------|---|
| 規制・制度の概要   |                   | <ul><li>・</li><li>&lt;根拠法令&gt;</li><li>・</li><li>中小企業が廃業するケースにおいて、現在、そ</li></ul>  |
|            |                   | の四分の一が後継者不足によるものとされ、親<br>族外への事業承継を行う際の継続的な資金調<br>達等、様々な課題がある。中小企業の雇用や技<br>術の喪失を防止する観点から、事業承継を円滑<br>に進めることは重要であり、金融支援策の拡充<br>等、検討すべきである。 |
|            | 上記改革の方向性への<br>考え方 | (経済産業省) ・ 地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中   |
| 10         |                   | 小企業における経営の承継の円滑化に関する  |
| 担业         |                   | 法律に基づく支援(民法特例、金融支援、税制  <br>  措置)及び事業承継制度の普及啓発等による中  |
| 当府         |                   | 相直/ 及び事業承継制度の音及各先等による中  <br>  小企業の事業承継の総合的な支援を、引き続き   |
| 省          |                   | 実施する。   |
| の          | <br>【対応可能性のある場合】  | -   |
| 回          | 見直し予定及びその内容       |   |
| 答          | 【対応困難とする場合】       | •   |
|            | 要望へ対応した場合に生       |   |
|            | じる問題点及び問題点に       |   |
|            | 対する補完措置の有無等       |   |
| 改革         | 草事項に対する           | ・ 中小企業の事業承継難による廃業は、地域経済   |
| 基本的考え方     |                   | だけではなく、日本経済全体へも大きな損失で   |
|            |                   | ある。血縁に適当な後継者がいない場合、社員   |
|            |                   | 等への事業承継は銀行等の個人保証及び株式  |
|            |                   | 取得がネックになっていることが多い。経営者   |
|            |                   | の高齢化により世帯交代期を迎えている現在、   |
|            |                   | 中小企業の円滑な事業承継を進めるための環  |
| <b>ルサウ</b> |                   | 境整備を進める必要がある。   |
| 改革案        |                   | ・中小企業の親族外事業承継について、経営者の  |
|            |                   | 個人保証の承継及び株式の取得に係るものを  |

| 含め、資金調達等に係る課題について実態調査 |
|-----------------------|
| を行った上で、必要な方策について検討し、結 |
| 論を得るべきである。            |
| 【平成 23 年度検討・結論】       |

# 【地域活性化 18】

| <b>市</b> 石 <i>夕</i> | 十年に沈みび北海に漢の原田しかけるではウェ                        |
|---------------------|--|
| 事項名                 | 大気汚染及び水質汚濁の原因となりうる特定エ<br>場の立地段階に必要となる手続きの迅速化 |
| 担生は、生産の無悪           |  |
| 規制・制度の概要<br>        | ・ 大気汚染の原因となりうる施設を更新する場                       |
|                     | 合には、都道府県知事に対し更新の届け出を行                        |
|                     | い、法令上、届け出から 60 日を経過後でなけ                      |
|                     | れば着工することができない。                               |
|                     | また、水質汚濁の原因となりうる施設におい                         |
|                     | ても同様の届け出を行った後、60 日後でなけ                       |
|                     | れば着工することができない。                               |
|                     | <根拠法令>                                       |
|                     | <ul><li>大気汚染防止法第10条第1項、第17条の9、</li></ul>     |
|                     | 第 18 条の 9                                    |
|                     | <ul><li>水質汚濁防止法第9条</li></ul>                 |
| 改革の方向性(当初案)         | ・現在、地域の社会生活に影響を及ぼす原因とな                       |
|                     | りうる施設を更新する場合、都道府県知事等に                        |
|                     | 対し更新の届け出を行った後、法令上 60 日経                      |
|                     | 過後でないと着工することができない。グロー                        |
|                     | バル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60                        |
|                     | 日の審査期間を半減し、かつ地方公共団体等に                        |
|                     | 対し可能な限り迅速な対応の義務付けを行う                         |
|                     | など検討すべきである。                                  |
| 上記改革の方向性への          | ・ 大気汚染防止法第 10 条第2項及び水質汚濁防                    |
| 考え方                 | 止法第9条第2項において、「都道府県知事は、                       |
|                     | (中略) 届出に係る事項の内容が相当であると                       |
| 担                   | 認めるときは、(中略)期間を短縮することが                        |
| 当                   | できる」こととされており、必ずしも届出受理                        |
| 府                   | 後 60 日経過した後でなければ設置工事等に着                      |
| 省                   | 工できないとしているものではない。また、都                        |
| 0                   | 道府県に対し適切な内容の設置等の届出を行                         |
|                     | った者について実施制限期間の短縮措置を講                         |
| 答                   | じるよう通知しており、そのような運用がなさ                        |
| H                   | れていることから、規制改革について検討する                        |
|                     | 必要はないと考える。                                   |
| 【対応可能性のある場合】        | •  |
| 見直し予定及びその内容         |  |

#### 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

- ・ばい煙発生施設等又は特定施設の設置等の届出があった場合、都道府県知事はその内容が排出基準又は排水基準に適合しない等の要件に該当すると認めるときは、届出受理の日から60日以内に計画変更命令等を出すことにより大気汚染又は水質汚濁の未然防止を図っており、当該届出内容の審査には60日程度の期間を要する事案も存在することから60日の実施制限期間は半減することは不可能。仮に、60日の実施制限期間のみを半減した場合、届出した事業者が届出内容の審査終了前に設置工事等に着手し、その後に計画変更命令等を受けることとなることが想定され、事業者負担が重くなるため適当ではない。
- ・ このため、現行法に基づき、都道府県知事が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を 行うことが適当である。

#### 改革事項に対する 基本的考え方

- ・ 我が国の産業競争力強化のためには、投資判断を行ってから、できる限り迅速に工場施設等の立地が実現できるよう事業環境を整備することが重要であるため、審査期間及び設置制限期間の短縮の意義は大きい。
- ・ 法令上事業者は、届出受理の日から 60 日間は その届出に係る特定施設等の設置や構造等の 変更を行うことができない。その届出特定施設 の規模・種類は様々であるところ、審査に要す るであろう期間が最大 60 日間の根拠は不明確 であるばかりか、多くの場合、30 日以内で都 道府県の審査が終えられると聞く。
- ・ 経済のグローバル化等により、競争が激化している現在の事業環境において、60 日間という期間は、非常に大きな事業機会の損失を生みかねず、「事業者の拘束期間の妥当性」について、再考する必要がある。
- ・ また、都道府県に対して、運用上、期間短縮措 置を講じることができる旨通知されているが、

|           | 適切な運用がなされているとは言えない。 ・ さらに、審査が滞りなく行われ、事業者・行政 双方のコストが削減されるよう、届出にあた り、事前に事業者と積極的に相談を行える体制 の整備に努めるよう指導するとともに、都道府 県での審査事例を収集し展開するなど、可能な 限り迅速な対応が行えるよう、必要な方策を検 討する必要がある。 |
|-----------|--|
| 具体例、経済効果等 | ・ 企業にとって、工場立地におけるコストとなる<br>投資判断から操業までのリードタイムが短縮<br>され、国内における事業環境の整備が一層促進   |
|           | される。   |
| 改革案       | ・ グローバル競争が激化する現下の状況を踏ま<br>え、60 日の審査期間を半減した上で、事業者<br>との相談体制の整備や都道府県での審査事例<br>の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応<br>を行えるよう必要な方策を講じるべきである。<br>【平成23年度措置】                           |

## 【地域活性化 19】

| 1地域沿江19      |                         |
|--------------|-------------------------|
| 事項名          | 工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定   |
|              | のあり方                    |
| 規制・制度の概要     | ・ 既存工場を建て替えする場合、敷地内に緑地面 |
|              | 積規制を充足するために必要な緑地等を確保    |
|              | しなければならない。              |
|              | <根拠法令>                  |
|              | ・ 工場立地法第4条の2第1項、同条第2項   |
|              | · 工場立地法施行規則第3条          |
|              | ・ 工場立地に関する準則第2条、備考      |
|              | (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、   |
|              | 運輸省告示第1号)               |
|              | ・ 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準  |
|              | (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、   |
|              | 運輸省告示第2号)               |
|              | ・ 緑地面積率等に関する 同意企業立地重点促進 |
|              | 区域についての区域の区分ごとの基準 (平成   |
|              | 19年6月25日財務省、厚生労働省、農林水産  |
|              | 省、経済産業省、国土交通省告示第2号)     |
| 改革の方向性(当初案)  | ・ 既存工場の建て替え計画時、緑地面積率が法令 |
|              | 等で定める基準値に満たないために設備計画    |
|              | の見直しや海外移転に切り替えるケースが少    |
|              | なくない。急速な円高による国内工場の空洞化   |
|              | が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替   |
|              | え阻害の要因となりうる、以下の諸課題に係る   |
|              | 緑地面積率規定のあり方について、検討すべき   |
|              | である。                    |
|              | ①飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対す     |
|              | る面積算入範囲の拡大              |
|              | ②緑化のための植栽規定の見直し         |
|              | ③地方自治体に「地域準則」を積極的に活用    |
|              | させる方策                   |
| 担 上記改革の方向性への | ・ そもそも本法による規制措置は、緑地整備を義 |
| 当考え方         | 務付けること等により、工場と周辺地域との調   |
| 府            | 和を実現し、工場立地が環境保全を図りつつ適   |
| 省            | 正に行われることを目的として行われている    |

|     | ある。                     |
|-----|-------------------------|
|     | ・ そもそも、「地域準則」により、地域の実情に |
|     | 応じて、都道府県及び政令市は独自に、国が定   |
|     | める範囲内において緑地面積率の上限を 10%ま |
|     | で下げることが可能となっているが、これは一   |
|     | 部の地域でしか策定されていない。また、地方   |
|     | においては、周辺環境として、既に緑地に囲ま   |
|     | れており、こうした状況の中、一律の規制を課   |
|     | すことは合理的根拠に欠ける等、見直しを求め   |
|     | る声は少なくない。「地域準則」を積極的に活   |
|     | 用させる方策を検討すべきである。        |
| 改革案 | ・ 急速な円高による国内工場の空洞化が一層深  |
|     | 刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の   |
|     | 要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上   |
|     | 緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のため   |
|     | の植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」  |
|     | を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定   |
|     | のあり方について、検討すべきである。      |
|     | 【平成 23 年度検討・結論】         |
|     |                         |

## 【地域活性化 20】

| 事項名 地域のコンピナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し ・ 消防法上の移送取扱所に該当する配管については、事業所の種類・内外を問わず、配管の周囲に一定距離の空地を設けなければならない。   |          | 巴坞沿往16.20】   |  |
|---|----------|--------------|--|
| 規制・制度の概要  | 事功       | <b>頁名</b>    |  |
| では、事業所の種類・内外を問わず、配管の周囲に一定距離の空地を設けなければならない。  〈根拠法令〉 ・ 消防法第 10 条 4 項 ・ 危険物の規制に関する政令第 18 条の 2 第 1 項 ・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号  ひ革の方向性(当初案) ・ 地域のコンピナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和する元とが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。 ・ 石油コンピナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号   |          |              | 害となる規制の見直し                                 |
| 囲に一定距離の空地を設けなければならない。   | 規制・制度の概要 |              | ・ 消防法上の移送取扱所に該当する配管につい                     |
| <ul> <li>〈根拠法令〉         <ul> <li>・ 消防法第 10 条 4 項</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令第 18 条の 2 第 1 項</li> <li>・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号</li> </ul> </li> <li>改革の方向性(当初案)         <ul> <li>・ 地域のコンピナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失によるる。防災施設の設置等保安上必要は措置が禁止している。防災施設の設置等保安上必要な措置が請じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。</li> <li>・ 石油コンピナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。</li> <li>【対応可能性のある場合】</li> <li>・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号</li> </ul> </li> </ul>   |          |              | ては、事業所の種類・内外を問わず、配管の周                      |
| ・ 消防法第 10 条 4 項 ・ 危険物の規制に関する政令第 18 条の 2 第 1 項 ・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号 ・ 地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同 士を配管を接続しようとした場合に消防法上 の移送取扱所があるケースでは、事業所の種 類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地 を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴 う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減 するなどの問題が生じている。防災施設の設置 等保安上必要な措置が講じられていることを 条件に規制を緩和することが適当であり、「危 険物の規制に関する規則」で規定する「保安上 必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。 ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高 圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域 よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空 地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図る ために必要なものであり、適切な保安上の措置 を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な 措置についての解釈については、明確化する予定である。 【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号   |          |              | 囲に一定距離の空地を設けなければならない。                      |
| ・ 危険物の規制に関する政令第18条の2第1項 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号 ・ 地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同 士を配管で接続しようとした場合に消防法上 の移送取扱所があるケースでは、事業所の理 類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地 を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴 う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減 するなどの問題が生じている。防災施設の設置 等保安上必要な措置が講じられていることを 条件に規制を緩和することが適当であり、「危 険物の規制に関する規則」で規定する「保安上 必要な措置」について、解釈を明確化すべきで ある。 ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高 圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域 よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空 地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図る ために必要なものであり、適切な保安上の措置 を講ずることなく緩和することは適当でない。 なお、危険物の規制に関する規則第28条の16 第3号の「ただし書き」における保安上必要な 措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | <根拠法令>                                     |
| ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  改革の方向性(当初案) ・ 地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。 ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を請ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  「対応可能性のある場合」・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | <ul><li>消防法第 10 条 4 項</li></ul>            |
| ・ 地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  「対応可能性のある場合」・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  |          |              | ・ 危険物の規制に関する政令第 18 条の 2 第 1 項              |
| 土を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】・危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  |          |              | <ul><li>・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号</li></ul> |
| の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】・危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  | 改革       | 草の方向性(当初案)   | ・ 地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同                    |
| 類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  |          |              | 士を配管で接続しようとした場合に消防法上                       |
| を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | の移送取扱所があるケースでは、事業所の種                       |
| → に対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  「対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  ・ 大型の可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | 類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地                      |
| するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】・危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号  |          |              | を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴                      |
| 等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減                       |
| 条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  「対応可能性のある場合」・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  |          |              | するなどの問題が生じている。防災施設の設置                      |
| 検物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。    上記改革の方向性への考え方  |          |              | 等保安上必要な措置が講じられていることを                       |
| 必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。  上記改革の方向性への考え方  ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  |          |              | 条件に規制を緩和することが適当であり、「危                      |
| 超型 方向性への 考え方 ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。   【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | 険物の規制に関する規則」で規定する「保安上                      |
| 上記改革の方向性への<br>考え方 ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高<br>圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事<br>業所が所在する区域であって、それ以外の区域<br>よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空<br>地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図る<br>ために必要なものであり、適切な保安上の措置<br>を講ずることなく緩和することは適当でない。<br>なお、危険物の規制に関する規則第28条の16<br>第3号の「ただし書き」における保安上必要な<br>措置についての解釈については、明確化する予<br>定である。  【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | 必要な措置」について、解釈を明確化すべきで                      |
| 大きない という という という また   |          |              | ある。  |
| 世当府省の回答 業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。 【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          | 上記改革の方向性への   | ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高                    |
| 世当府省の回答  おりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  |          | 考え方          | 圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事                      |
| 担当府省の回答 地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。 【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | 業所が所在する区域であって、それ以外の区域                      |
| 世は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。  【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  | +=       |              | よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空                      |
| 府省の回答 を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。   【対応可能性のある場合】 ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号  | _        |              | 地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図る                      |
| 省の回答を講することなく緩和することは適当でない。<br>なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16<br>第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な<br>措置についての解釈については、明確化する予定である。【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号   |          |              | ために必要なものであり、適切な保安上の措置                      |
| の<br>回答なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16<br>第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な<br>措置についての解釈については、明確化する予定である。【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号   |          |              | を講ずることなく緩和することは適当でない。                      |
| 第3号の「ただし書き」における保安上必要な<br>措置についての解釈については、明確化する予定である。【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   |          |              | なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16                  |
| 答措置についての解釈については、明確化する予定である。【対応可能性のある場合】・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号   | -        |              | 第3号の「ただし書き」における保安上必要な                      |
| Comparison (Comparison of Comparison of |          |              | 措置についての解釈については、明確化する予                      |
|   | 合        |              | 定である。                                      |
|   |          | 【対応可能性のある場合】 | ・ 危険物の規制に関する規則第28条の16第3号                   |
| <mark>  見直し予定及びその内容                                    </mark>  |          | 見直し予定及びその内容  | の「ただし書き」における保安上必要な措置と                      |
| は、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危   |          |              | は、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危                      |

険物の流出拡散を防止することができる防火 上有効なへい等の工作物を周囲の状況に応じ て保安上有効に設置する等により消火活動が 円滑に行えるとともに十分な延焼防止措置が 講じられている場合が該当するものであり、可 能な限り速やかにこの旨を通知等により明確 化する予定である。 ・ なお、石油コンビナート等災害防止法第2条第 10 号における特定防災施設等(流出油防止堤、 消火用屋外給水設備及び非常通報設備) の設置 をもって空地をなくした場合、消火活動に重大 な障害をもたらすとともに、周辺施設への延焼 危険性が高まってしまう危険性があり、適切で はない。 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等 ・ 石油コンビナートは、大規模かつ複雑な製造施 改革事項に対する 基本的考え方 設や貯蔵施設を有し、取り扱う物質も多種多様 にわたることから、災害の発生リスクを最小限 に抑え消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生 法及び石油コンビナート等災害防止法のいわ ゆる「コンビナート保安四法」に基づく保安規 制の遵守が義務付けられている。 こうした中、安全性の確保を前提としつつも、 海外との競争力を低下させることがないよう、 規制の見直しを図る必要性は大きい。 例えば、地域のコンビナートにおいて、近隣の 事業所同士を配管で接続しようとした場合に 消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業 所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離 の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂 回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果 が低減するなどの課題が生じていが、これらコ ンビナートの事業所は石油コンビナート等災 害防止法などに基づき災害の発生及び拡大の 防止のための一定の措置が既に講じられてい ることを踏まえ、安全性を確保しつつも、事業 所ごとの実態に合わせて必要な空地を減ずる ことができる等(空地を不要とすることを含 む。)の、規制緩和をすることが適当と考える。 ・ なお、これらを踏まえると、危険物の規制に関

・ なお、これらを踏まえると、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置については、水密構造で両端を閉塞した防護構造物又は危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効なへいと一律に規定するのではなく、過度な措置を義務づけることがないよう、事業所の実態に合わせた対応が可能となるようにすることが適当と考える。

#### 改革案

・近隣の事業所間を配管で接続する場合、空地を 設けて設置せざるを得ないため、省エネ効果の 低減等、課題が生じているが、これら事業所は 石油コンビナート等災害防止法などに基づき 災害の発生及び拡大の防止のための一定の措 置が既に講じられていることを踏まえ、事業所 間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分 については、事業所ごとの実態に合わせて要とす ることを含む。)等の規制緩和を行うべきであ る。また、危険物の規制に関する規則第28条 の16第3号の保安上必要な措置の明確化にあ たっても、一律に過度な措置を義務づけること なく、事業所の実態に合わせた対応が可能とな るよう措置すべきである。

【平成 23 年度検討・結論】

## 【地域活性化 21】

| 事項名                                      | PPP/PFI制度の積極的な活用  |
|--|---|
| 規制・制度の概要                                 | ・ 公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や<br>創意工夫を活用することにより、効率的で質の<br>高いサービスの提供を可能とするPFIは、P<br>FI法に基づき、実施される。<br><根拠法令>   |
| 改革の方向性(当初案                               | ・ 現在、PFIを活用する範囲は小規模・ハコモノが主流となっているばかりか、PFIに係る法制度は、仕組みや手続き、リスク分担等が不明確であることから、民間事業者が取り組み難い状況にある。民間事業者の参入・投資の促進やインフラ整備事業の活用に資する以下の諸課題について、更に検討を進めるべきである。 ① 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し ② SPC株式譲渡自由の許容 ③ 公物管理権の民間開放 ④ 民間による官の人材の活用制度の創設 ⑤ PFI事業者として投資法人等導管体の選定 |
| 上記改革の方向性への考え方 担当府省の回【対応可能性のあるが見直し予定及びそのに | 適応するかについて対応検討 ② SPCの株式の譲渡について対応検討 ③ 公物管理権の民間への部分開放について対応<br>検討 ④ 公務員の民間への出向の円滑化について対応<br>検討 ⑤ 担当外  3合】 ① 多段階選抜・競争的対話方式が現行入札制度に  |

|             | ④ 公務員の民間への出向の円滑化について                    |
|-------------|---|
|             | 検討中                                     |
| 【対応困難とする場合】 | ⑤ 投資法人等導管体がPFI事業を実施してよ                  |
| 要望へ対応した場合に生 | いかは、「投資信託及び投資法人に関する法律」                  |
| じる問題点及び問題点に | 「資産の流動化に関する法律」(金融庁所管)                   |
| 対する補完措置の有無等 | において規定されるものであり、当室は担当外                   |
| 改革事項に対する    | · PFI制度の一層の活用を図る観点から、大規                 |
| 基本的考え方      | 模災害発生時における政府の資産買取り等、民                   |
|             | 間へのリスク移転の最適化も含め、民間事業者                   |
|             | への参入のインセンティブを十分に確保する                    |
|             | ことが必要である。                               |
|             | <ul><li>株式譲渡が原則禁止されているため、ゼネコン</li></ul> |
|             | 等PFI特別会社に対して、事業終了時まで出                   |
|             | 資の維持を要求するなど負担を強いている現                    |
|             | 状を鑑み、投資家からの資金受け入れが可能と                   |
|             | なるよう特別目的会社の株式譲渡の弾力化を                    |
|             | 図る必要がある。                                |
|             | ・ 他方、インフラ(道路、港湾等)の一部及び全                 |
|             | 部に関して、建設・更新・運営などを含めた多                   |
|             | 様な委託や投資に対するリターンの確保を可                    |
|             | 能とする仕組みを整備することも必要である。                   |
|             | ・ さらに、民間企業が公共インフラの運営を実施                 |
|             | するために、ノウハウを有する官人材を活用可                   |
|             | とする環境の整備を行うことや、公的不動産及                   |
|             | びインフラ施設等の整備に民間資金を活用可                    |
|             | 能とするために、PFI事業会社に投資法人や                   |
|             | 特定目的会社等を選定することについて、検討                   |
|             | すべきである。                                 |

#### 改革案

- ・PFI制度の一層の活用を図る観点から、民間 事業者の参入を促進する入札制度の見直し、S PC株式譲渡自由の許容、公物管理権の民間開 放、民間による官の人材の活用制度の創設につ いて、検討すべきである。【平成22年度検討・ 結論】
- ・また、社会的に有用性の高いインフラ施設等の整備に、「志ある投資家」による個人資金の活用を図る観点から、現在「コンソーシアムの構成企業等が出資により新たに株式会社を設立し、これが選定事業者となること」を仮定して記載されている「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項について一」について、投資法人や特定目的会社等を選定事業者とすることを仮定した記載を追加することを検討・結論】

## 【地域活性化 22】

| 事I     | <br>頁名  | 訪日査証の要件緩和・見直し   |
|--------|---|---|
|        |   |   |
| 規制     | 削・制度の概要   | ・ 査証は、外務省設置法及び入国管理法に基づい   |
|        |   | た内部規定として、事務処理規則を定め、実施   |
|        |   | される。  |
|        |   | <根拠法令>  |
|        |   | <ul><li>外務省設置法第4条13項</li></ul>  |
|        |   | ・ 出入国管理及び難民認定法第6条   |
| 改革     | 草の方向性(当初案)  | ・ 国際観光客誘致のため、訪日査証の要件を緩  |
|        |   | 和・見直しすべきである。例えば、査証免除国   |
|        |   | でない中国人が日本に入国する場合、その都  |
|        |   | 度、査証の取得が必要となる。さらに団体観光   |
|        |   | 査証については、日本滞在中に常時2名以上の   |
|        |   | 添乗員の同行が義務付けられている。数次査証   |
|        |   | の発給(年収 25 万元以上の観光客)や団体観   |
|        |   | 光査証の要件緩和について、検討すべきであ  |
|        |   | る。  |
|        |   | 注記:その他(人材) No.11「査証の発給基   |
|        |   | 準の明確化」参照  |
|        | 上記改革の方向性への  | ・ 本年7月より、中国人個人観光客への査証発給   |
|        | 考え方   | 西州も終わせてたじ、出海もとせる時中日古し   |
|        | 37273   | 要件を緩和するなど、状況をふまえ随時見直し   |
|        | 3,2,3   | を行っている。また、一定の条件に該当する場   |
| 担      | 37673   |   |
| 担当     | 3,76,3  | を行っている。また、一定の条件に該当する場   |
| -      | 【対応可能性のある場合】  | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を   |
| 当      |   | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。  |
| 当府     | 【対応可能性のある場合】  | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変  |
| 当府省    | 【対応可能性のある場合】  | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時   |
| 当府省の   | 【対応可能性のある場合】  | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定し                             |
| 当府省の回  | 【対応可能性のある場合】<br>見直し予定及びその内容   | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定し                             |
| 当府省の回  | 【対応可能性のある場合】<br>見直し予定及びその内容<br>【対応困難とする場合】  | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定し                             |
| 当府省の回  | 【対応可能性のある場合】<br>見直し予定及びその内容<br>【対応困難とする場合】<br>要望へ対応した場合に生   | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定し                             |
| 当府省の回答 | 【対応可能性のある場合】<br>見直し予定及びその内容<br>【対応困難とする場合】<br>要望へ対応した場合に生<br>じる問題点及び問題点に                          | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定し                             |
| 当府省の回答 | 【対応可能性のある場合】<br>見直し予定及びその内容<br>【対応困難とする場合】<br>要望へ対応した場合に生<br>じる問題点及び問題点に<br>対する補完措置の有無等           | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定していく。                         |
| 当府省の回答 | 【対応可能性のある場合】<br>見直し予定及びその内容<br>【対応困難とする場合】<br>要望へ対応した場合に生<br>じる問題点及び問題点に<br>対する補完措置の有無等<br>事項に対する | を行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90 日以内の滞在について数次査証を発給している。 ・ その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定していく。 ・ 昨年7月に年収25万元以上の観光客について |

|           | 観光客のリピーター促進のために、査証有効期   |
|-----------|-------------------------|
|           | 間内であれば何度でも訪日が可能な数次査証    |
|           | の導入が検討されるべき。            |
|           | ・ 諸外国の状況としては、韓国は既に数次査証を |
|           | 認めており、国際観光の競争上、劣後すること   |
|           | なる。                     |
|           | ・ さらに、団体観光については、現在、常時2名 |
|           | 以上の添乗員の同行が義務付けられているこ    |
|           | とに加え、あらかじめ決められた内容以外の行   |
|           | 動は制限されており、旅行者ニーズに十分に対   |
|           | 応できていない。個人の自由行動の制限が緩和   |
|           | されれば、団体観光の利便性と個人観光の趣向   |
|           | の多様性に対応した旅行企画が可能となり、訪   |
|           | 日客の更なる増加が期待される。         |
| 具体例、経済効果等 | ・ 訪日外国人観光客の増大           |
| 改革案       | ・ 国際観光客誘致のため、中国人について、数次 |
|           | 査証の発給(年収 25 万元以上の観光客)や団 |
|           | 体観光査証の要件を緩和するなど、訪日査証の   |
|           | あり方について、検討すべきである。       |
|           | 【平成 23 年度検討・結論】         |
|           |                         |

## 【地域活性化 23】

| 事項 | 頁名           | 国際線の入国時の税関検査の簡素化                       |
|----|--------------|--|
| 規制 | 削・制度の概要      | ・ 運用規則については、以下の法令に基づき定め                |
|    |              | られている。                                 |
|    |              | <根拠法令>                                 |
|    |              | <ul><li>関税法第 105 条第 1 項第 1 号</li></ul> |
| 改革 | 革の方向性(当初案)   | ・ 我が国の国際線の入国時税関検査において、免                |
|    |              | 税範囲の超過、または分からない者は「赤」の                  |
|    |              | 検査台へ、他方、免税範囲を超えていない者は                  |
|    |              | 「緑」の検査台へそれぞれ進み、旅券提示の後、                 |
|    |              | 通過することになっている。                          |
|    |              | 後者に対して、入国審査に続き再度旅券を提示                  |
|    |              | し確認するやり方は、諸外国との比較において                  |
|    |              | 違和感があるばかりでなく、繁忙期ではスムー                  |
|    |              | ズに通過することが困難な状況もあり、費用対                  |
|    |              | 効果の観点からも見直しを行うべきである。                   |
|    | 上記改革の方向性への   | ・ 国民の安全・安心を確保する上で、税関におい                |
|    | 考え方          | て、必要に応じて旅券の提示を求めることは、                  |
|    |              | 入国旅客に対する適正かつ迅速な通関を行う                   |
|    |              | ために必要である。                              |
|    | 【対応可能性のある場合】 |  |
|    | 見直し予定及びその内容  |  |
| 担  | 【対応困難とする場合】  | ・ 国民の安全・安心を確保する上で、覚せい剤等                |
| 当  | 要望へ対応した場合に生  | の不正薬物の国内流入を阻止することは極め                   |
| 府  | じる問題点及び問題点に  | て重要である。我が国税関は関係機関と連携し                  |
| 省  | 対する補完措置の有無等  | て不正薬物の国内流入阻止に努めてきたこと                   |
| の  |              | もあり、我が国は諸外国と比べて薬物犯罪の発                  |
| 回  |              | 生率は極めて低くなっている。                         |
| 答  |              | ・ 税関においては、入国時の携帯品検査の際に必                |
|    |              | 要に応じて旅客から旅券の提示を求め、旅券上                  |
|    |              | の氏名等から密輸リスクが高い人物であるか                   |
|    |              | 否かの確認を行ったり、渡航実績等を精査する                  |
|    |              | ことにより検査等の要否の判断を行っている。                  |
|    |              | ・ 近年、航空機旅客による覚せい剤の密輸入事犯                |
|    |              | の割合が税関の覚せい剤摘発件数の大半を占                   |

|          | めている中、効果的かつ効率的な密輸取締りを     |
|----------|---------------------------|
|          | 実施するため、旅券の提示を求め渡航実績等を     |
|          | 確認することは重要である。こうした厳正な密     |
|          | 輸取締りの結果、税関による覚せい剤押収量の     |
|          | 国内全押収量に占める割合は9割となってい      |
|          | る。                        |
|          | ・ また、旅券を確認することにより、密輸するリ   |
|          | スクが高い人物に対し重点的な検査を実施す      |
|          | る一方、問題のない旅客に対しては迅速な通関     |
|          | を行っており、航空機旅客に対する適正かつ迅     |
|          | 速な通関に努めているものである。          |
| 改革事項に対する | ・ 観光立国を目指す我が国の入国時の税関検査    |
| 基本的考え方   | に関して、申告すべき手荷物等がない旅客に対     |
|          | して、免税範囲を超えている旅客等同様、ほぼ     |
|          | 一律に旅券提示を求める当該対応は、諸外国と     |
|          | の比較において、日本人のみならず日本を訪れ     |
|          | るビジネス客及び旅行者の間で違和感を覚え      |
|          | る者が少なくないと聞く。              |
|          | ・ テロの未然防止や密輸阻止の観点から、運用    |
|          | 上、必要に応じて旅券提示を求めているとのこ     |
|          | とであるが、実際のところ、税関検査職員にお     |
|          | いて、密輸するリスクが高い人物と問題のない     |
|          | 人物とを確実に見極めることは至難の業であ      |
|          | ることから、ほとんど全ての旅客に対して旅券     |
|          | 提示を求めることで、リスクヘッジしていなか     |
|          | 疑念を抱かざるを得ない。              |
|          | ・ 平成 19 年7月以降、同じくテロの未然防止や |
|          | 密輸阻止の観点から、日本に入国する全ての旅     |
|          | 客に「携帯品・別送品申告書」の提出が義務付     |
|          | けられたこともあり、諸外国との一連の税関検     |
|          | 査に係る対応の相違いについて、合理性及び実     |
|          | 効性の観点から改めて検証し、その結果を公表     |
|          | する意義は大きいと考える。             |
| 改革案      | ・ 入国時の一連の税関検査に関して、申請書提出   |
|          | の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応     |
|          | 状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の     |

| 合理性について検証し、結果を公表すべきであ |
|-----------------------|
| る。【平成 23 年度措置】        |

## 【地域活性化 24】

| 事功 | <b>頁名</b>  | 民間事業者によるカジノ運営の解禁               |
|----|------------|--------------------------------|
| 規制 | 削・制度の概要    | ・ 賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止され        |
|    |            | ている。                           |
|    |            | <根拠法令>                         |
|    |            | · 刑法第 185 条,第 186 条第 1 項,第 2 項 |
| 改革 | 革の方向性(当初案) | ・ カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそ         |
|    |            | る危険性があることなどから、刑法で賭博行為          |
|    |            | に該当し禁止されている。国際観光客を誘致す          |
|    |            | る観点から、公営競技等に対して適用除外とな          |
|    |            | っている賭博罪について、民間事業者がいわゆ          |
|    |            | るカジノを運営する場合においても適用除外           |
|    |            | とする方策について、関係府省の連携の下、検          |
|    |            | 討すべきである。                       |
|    | 上記改革の方向性への | (国土交通省)                        |
|    | 考え方        | ・ 刑法は法務省の所管法律であり、賭博罪の適用        |
|    |            | 除外に係る法的妥当性について当省で回答す           |
|    |            | ることはできない。カジノについては、①様々          |
|    |            | な負の側面に対する対応策、②国内の公営ギャ          |
|    |            | ンブルや他の娯楽産業との調整、③カジノの収          |
|    |            | 益の使途、④特区としての取扱の可否等、検討          |
| 担  |            | すべき様々な問題点があることから、内閣府が          |
| 当  |            | 中心となって関係省庁とともに、慎重に検討を          |
| 一府 |            | 行う必要がある。なお、国際観光産業振興議員          |
| 省  |            | 連盟(超党派)による「特定複合観光施設区域          |
| の  |            | 整備法案」においては、内閣府の外局としてカ          |
|    |            | ジノ管理機構を設け、規制制定、認証・許可、          |
| 答  |            | 監視等の業務を担わせるとともに、内閣府が総          |
|    |            | 合調整にあたることとされている。               |
|    |            | (警察庁)                          |
|    |            | ・ カジノについては、刑法の賭博罪との関係か         |
|    |            | ら、その実施に当たっては、新たな立法措置が          |
|    |            | 必要である。カジノの合法化には、暴力団や外          |
|    |            | 国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成          |
|    |            | への悪影響、地域の風俗環境の悪化、地域住民          |
|    |            | の反対等が懸念され、これらの諸問題が十分に          |

考慮される必要がある。

※当庁は、カジノの合法化を推進する立場にないが、カジノを実施するための法律案が具体的に検討される場合には、治安上の観点から意見を申し述べる必要があることから、カジノの合法化についての関係省庁として回答するものである。

#### (総務省)

- ・ カジノの実施と密接に関連する周辺の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等は地方公共団体が担うこと等から、カジノの実施と地方財政との関係について整理する必要がある。いずれにしても、カジノの実施については法制化が必要であり、関係省庁、地方公共団体、社会全体において様々な検討がなされなければならないものと承知。
- ・ なお、現在、賭博罪の特例として行われている 各種の公営競技については、公営競技施行団体 の財政に寄与するほか、地方財政全体に収益金 を均てん化する仕組みが構築されている。

#### (法務省)

・ 刑法第 185 条及び第 186 条は、日本国内において罪を犯したすべての者について適用される (刑法第 1条) ものであり、刑法を改正して特定の主体のみを適用除外とすることはできない。そして、カジノを法制化する法律案については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、同法律案が具体化した場合には、同法律案のカジノに係る行為が刑法第 3 5条によって違法性が阻却されるか否かという観点から、同法律案について検討することとなる。

#### 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

| 【対応困難とする場合】 | (国交省)                                   |
|-------------|---|
| 要望へ対応した場合に生 | ・ カジノについては、上記の通り、内閣府が中心                 |
| じる問題点及び問題点に | となって関係省庁とともに、慎重に検討を行う                   |
| 対する補完措置の有無等 | 必要がある。                                  |
|             | (法務省)                                   |
|             | ・ 上記記載のとおり、カジノの特別立法について                 |
|             | は、法務省が積極的に検討する主体ではないも                   |
|             | のの、いずれかの省庁においてカジノを法制化                   |
|             | する法律を立案することとなれば、その内容に                   |
|             | ついて、法務省が個別に、当該省庁との協議に                   |
|             | 応じる用意はある。                               |
| 改革事項に対する    | <ul><li>世界的に見て、カジノは魅力的な娯楽性を有す</li></ul> |
| 基本的考え方      | る重要な観光資源であるとの共通認識が芽生                    |
| 至小山, 17707  | えつつあり、雇用・税収面で多大な経済効果を                   |
|             | 生み出すことが可能との意見が多い。                       |
|             | <ul><li>我が国は、先進国では唯一ともいえるカジノ非</li></ul> |
|             | 合法の国となっており、カジノ合法化の遅れは                   |
|             | 観光産業の国際競争力を相対的に弱めるとの                    |
|             | 意見もあるため、関係府省の連携の下、出来る                   |
|             | だけ早く、具体的な検討を開始する必要がある                   |
|             | と考える。                                   |
| 改革案         | ・ 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に                 |
|             | 対して適用除外となっている賭博罪について、                   |
|             | 民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合                    |
|             | においても適用除外とする方策について、当面                   |
|             | はカジノ利用者を外国人に限定するという方                    |
|             | 策も含め、関係府省の連携の下、検討すべきで                   |
|             | ある。【平成 23 年度検討開始】                       |
|             |   |

# 【地域活性化:中期的検討項目①】

| 事工             | 643.61年16.中州时候的专<br>6名                    | 自然公園内でのイベントの実施等立ち入り規制                   |
|----------------|---|---|
| 71.            | <b>₹</b> 1                                | の緩和                                     |
| <b># # # #</b> | <br>削・制度の概要                               | <ul><li>自然公園内において、自然環境に配慮した集客</li></ul> |
| がて「            | 可り及りが数                                    | イベントを実施する場合は、国立公園にあって                   |
|                |   |   |
|                |   | は環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知                   |
|                |   | 事の許可を受けなければならない。                        |
|                |   | <根拠法令><br>                              |
| -L-            | + <b>~ - + - +</b> - / <b>. / . / . /</b> | • 自然公園法第 24 条                           |
| 改革             | 革の方向性(当初案)                                | ・ 自然公園内での自然環境に配慮した集客イベ                  |
|                |   | ントを実施する場合は、国立公園にあっては環                   |
|                |   | 境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の                   |
|                |   | 認定を受けなければならない。自然公園内での                   |
|                |   | 集客イベントの開催に関して、一層の活用促進                   |
|                |   | 及び交流人口の増加を図るため、一定の条件の                   |
|                |   | 下で実施を可能とすることについて、検討すべ                   |
|                |   | きである。                                   |
|                | 上記改革の方向性への                                | ・ 自然公園法において、自然公園内での自然環境                 |
|                | 考え方                                       | に配慮した集客イベントを実施する場合に、環                   |
|                |   | 境大臣等の認定を受けなければならない制度                    |
|                |   | はない。                                    |
|                |   | ・ なお、自然公園法第 24 条に基づく立入りの認               |
|                |   | 定は、国立公園又は国定公園のうち法第 23 条                 |
| 担              |   | に基づき指定される利用調整地区に立ち入る                    |
| 当              |   | 場合において必要となるものであるが、当該地                   |
| 府              |   | 区は、特にすぐれた風致景観を持つ地区で、利                   |
| 省              |   | 用者の増加によって自然生態系に悪影響が生                    |
| の              |   | じている場所において、利用者の人数等を調整                   |
| 回              |   | することで自然生態系を保全し、持続的な利用                   |
| 答              |   | を推進することを目的として指定されるので                    |
|                |   | あって、通常の集客イベントが実施されるよう                   |
|                |   | な地区が指定されることはない (現在指定され                  |
|                |   | ているのは、大台ヶ原と知床五湖の2箇所の                    |
|                |   | み)。                                     |
|                | 【対応可能性のある場合】                              | •                                       |
|                | 見直し予定及びその内容                               |   |

【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等 ・ 上記のとおり、御指摘のような規制は存在しない。

## 【地域活性化:中期的検討項目②】

| 事工     | 6. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. | 文化財保護法における現状変更等の許可に係る                |
|--------|--|--------------------------------------|
| 7.5    | х н  | 基準の明確化及び手続きの迅速化                      |
| 損集     | <br>訓・制度の概要                                  | ・ 観光振興に資する文化・教育活動の一環とし               |
| וי טער | で  | て、史跡や名勝内にある公園等で集客イベント                |
|        |  | を実施する場合は、文化庁長官の許可を受けな                |
|        |  | ければならない。                             |
|        |  | <根拠法令>                               |
|        |  | <ul><li>文化財保護法第 125 条第 1 項</li></ul> |
| 改革     | <br>革の方向性(当初案)                               | ・ 観光振興に資する文化・教育活動の一環として、             |
|        |  | 史跡や名勝内にある公園等で集客イベントを実                |
|        |  | 施する場合は、文化庁長官の許可を受けなけれ                |
|        |  | ばならない。史跡や名勝内での集客イベントの開               |
|        |  | 催に関して、一層の活用促進及び交流人口の増                |
|        |  | 加を図るため、現状変更等の許可に係る基準の                |
|        |  | 明確化及び手続きの迅速化について、検討すべ                |
|        |  | きである。                                |
|        | 上記改革の方向性への                                   | ・ 本手続きは、国民共通の財産である史跡名勝天              |
|        | 考え方  | 然記念物に直接手を加えようとする行為や保                 |
|        |  | 存に影響が生じる行為に対して、あらかじめそ                |
|        |  | の内容を文化庁が把握し、適当と判断する場合                |
|        |  | に、許可を与えるものであり、集客イベントに                |
|        |  | 係る全ての行為を対象とするものではない。                 |
| 担      |  | ・ このような行為に関しては、あらかじめ一般的              |
| 当      |  | な基準を定めて運用することは適当でなく、                 |
| 府      |  | 個々の史跡等における個々の行為に即して、専                |
| 省      |  | 門的かつ慎重な審査が必要である。現状変更を                |
| の      |  | 容易に認めることとなれば、取り返しのつかな                |
| 回      |  | い変更が行われる恐れもあることから、史跡名                |
| 答      |  | 勝天然記念物の適切な保護が図られなくなる。                |
|        |  | ・ また、許可が必要となる場合には、法 153 条第           |
|        |  | 2 項により、文化庁長官は、あらかじめ文化審               |
|        |  | 議会に諮問することとなるが、当該審議会にお                |
|        |  | いて、可能な限り迅速に対応できるよう、事務                |
|        |  | 的な調整を行っているところである。                    |
|        |  | ・ なお、史跡名勝天然記念物に係る一定の行為に              |

|  |              | ついては、文化財保護法施行令第5条第4項で |
|--|--------------|-----------------------|
|  |              | 各都道府県教育委員会等に委任されている。  |
|  | 【対応可能性のある場合】 | •                     |
|  | 見直し予定及びその内容  |                       |
|  | 【対応困難とする場合】  | •                     |
|  | 要望へ対応した場合に生  |                       |
|  | じる問題点及び問題点に  |                       |
|  | 対する補完措置の有無等  |                       |
|  |              |                       |

## 【地域活性化:中期的検討項目③】

| 事項名         | 地域の歴史文化を核としたまちづくりの促進    |
|-------------|-------------------------|
|             |                         |
| 規制・制度の概要    | ・ 地域の歴史的な風情、情緒を生かしたまちづく |
|             | りは、歴史まちづくり法に基づき、実施される   |
|             | <根拠法令>                  |
|             | • 都市計画法、建築基準法、消防法       |
| 改革の方向性(当初案) | ・ 「歴史まちづくり法」は、地域における歴史的 |
|             | 風致を維持・向上させ、後世に継承するために   |
|             | 制定されたものであるが、これに関係する都市   |
|             | 計画法、建築基準法、消防法は、特段の規制緩   |
|             | 和措置が取られていない。地域による歴史文化   |
|             | を核としたまちづくりを推進するため、諸法の   |
|             | 規制緩和を検討すべきである。          |

## 【地域活性化:中期的検討項目④】

| 事項名           | 旅館業法の所管のあり方   |
|---------------|---|
| 規制・制度の概要      | ・ 疾病対策等の理由により、旅館業法は厚生労働<br>省にて所管することになっている。<br><根拠法令>   |
| 改革の方向性(当初案)   | ・ 現在、厚生労働省で所管している旅館業法は、<br>生活・公衆衛生に関わる安全性の担保が主目的<br>となっているため、近年の多様化する旅行者ニ<br>ーズに対して、観光振興の観点で所要の見直し<br>を迅速かつ効果的に行うには縦割り行政によ<br>る弊害から限界がある。旅館業法の国土交通省<br>への移管及び法目的の変更、並びに国際観光ホ<br>テル整備法との統合について、検討すべきであ<br>る。   |
| 上記改革の方向性への考え方 | <ul> <li>(厚生労働省)</li> <li>・旅館業法は、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もってとを目的といる。</li> <li>・おり、法の規定に基づき、換気、採光、照明、防湿及び排水等の衛生水準の確保のため、知道府県(衛生部、保健所)等を施策ツールとして、国民の健康確保を図っている。</li> <li>・現実に、新型インフルエンザやノロウィルス等の感染症への対応や海外からのトコジラの流入など、衛生問題は山積しており、保健所により、約8万3千施設の旅館業者を対われているところである。このような中で法の目がらた衛生水準の確保に係る規制、指導が行われているところである。このような中で法の目から不適当と理解。</li> <li>・厚生労働省では、公衆衛生及び国民生活の向上の観点から、「生活衛生関係営業の運営の適能業の経営の安定化を図っているところであるが、の経営の安定化を図っているところであるが、</li> </ul> |

|              | <ul> <li>一方で、観光業の振興については、旅館業法の目的には無いため、国土交通省を中心に振興策を講じられることに異存はない。</li> <li>(国土交通省)</li> <li>生活・公衆衛生に関わる安全性について専門的な知見を有していない観光庁が旅館業法を所管することは困難であり、所管変更すべきでない。</li> </ul> |
|--------------|--|
| 【対応可能性のある場合】 | -  |
| 見直し予定及びその内容  |  |
| 【対応困難とする場合】  | (厚生労働省)  |
| 要望へ対応した場合に生  | ・ 現時点においても必要とされる生活・公衆衛生  |
| じる問題点及び問題点に  | に関わる安全性の担保を、専門的な知見を有し  |
| 対する補完措置の有無等  | ていない国土交通省が行うことは困難である   |
|              | と思料される。また、従来から、国土交通省と  |
|              | は緊密に連携しているところであり、旅館業法  |
|              | の移管による実益はないと考えられる。   |
|              | (国土交通省)  |
|              | ・ 生活・公衆衛生に関わる安全性について専門的  |
|              | な知見を有していない観光庁が旅館業法を所   |
|              | 管することは困難であり、所管変更すべきでな  |
|              | ιν <sub>°</sub>  |

備考:上記担当府省庁の回答を踏まえた改革事項に対する基本的考え方は 下記のとおり

- ① 諸外国では観光行政と宿泊、文化に関する施策が一体的に遂行されているケースがあり、我が国についても、観光立国を目指すために、観光庁への一元化を進めるべき。
- ② ホテル・旅館等を対象としている旅館業法の所管を厚生労働省から 国土交通省に移管する際には、国土交通省が観光振興の観点から、 ホテル・旅館等を所管するとともに、厚生労働省は所管する生活・ 公衆衛生に係る法令に基づき、横断的にホテル・旅館等を含めて、 生活・公衆衛生に係る施策を遂行するものと想定。

【地域活性化:中期的検討項目⑤】

| 事項名   | 商店街振興組合の設立要件の見直し                        |
|---|---|
| ナスロ   | 一事業者数要件の緩和—                             |
| <br>  規制・制度の概要  | ・商店街振興組合を設立するには、小売商業及び                  |
| がいが、では、大学のでは、まましては、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | サービス業に属する事業を営む者の30人以上が                  |
|   | 近接している地域であって、その地域内の小売商                  |
|   | 業またはサービス業に属する事業を営む者等の                   |
|   |   |
|   | うち、3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員                 |
|   | の2分の1以上が小売商業またはサービス業に                   |
|   | 属する事業を営む者であることが要件となってい                  |
|   | 3.                                      |
|   | <根拠法令>                                  |
|   | • 商店街振興組合法第1条、第6条、第9条                   |
| 改革の方向性(当初案)   | ・ 商店街振興組合を設立するには、小売商業及び                 |
|   | サービス業に属する事業を営む者の 30 人以上                 |
|   | が近接している地域が前提となっているが、地                   |
|   | 方ではシャッター商店街化が進み、30 以上軒                  |
|   | を並べることが困難となる状況が発生してい                    |
|   | る。小規模あるいはコミュニティエリア商店街                   |
|   | など、一定の条件の下、商店街振興組合が設立                   |
|   | できるよう検討すべきである。                          |
| 上記改革の方向性への  | ・ 商店街振興組合法は中小企業の組織化施策の                  |
| 考え方   | 一環として位置づけられており、小規模の個店                   |
|   | がより多く集まることにより、個店だけでは実                   |
|   | 施することができない事業を実施できる等の                    |
| 担   | メリットが得られるようにするものである。30                  |
| 当   | 人以上という数字は、法制定当時における商店                   |
| 府   | 街としての実態と組合活動の実行可能性を加                    |
| 省   | 味して決められたものであり、法律の趣旨から                   |
| <b>の</b>  | も合理的な基準であると考える。                         |
| 回【対応可能性のある場合】   |   |
| 答 見直し予定及びその内容   |   |
| 【対応困難とする場合】   | <ul><li>商店街振興組合は共同経済事業によって、組合</li></ul> |
| 要望へ対応した場合に生   | 員の経済的地位の向上を図る他、街路灯やアー                   |
| じる問題点及び問題点に   | ケードの設置等、地域全体の環境整備に資する                   |
| 対する補完措置の有無等   | 事業を実施できるという特色を有している。ア                   |

- ーケード等を整備することによって公共の福祉の増進を図っているが、30 人未満の規模では、多額の資金を要する環境整備事業の実施は困難であり、法律の目的を果たすことができなくなってしまう。なお、昨年度の商店街の実態調査では1商店街の店舗数は全国平均で51.7店舗となっている。
- ・ また、30 人以下で組織化を行おうとする場合 には中小企業等協同組合法に基づき、商業関係 の事業協同組合を設立することが可能である。

【地域活性化:中期的検討項目⑥】

| 事項名                   | 産業振興に係る事業者への出資金支援について   |
|-----------------------|---|
| 規制・制度の概要              | ・ 補助金等に係る予算の執行、交付の決定、不正<br>使用の防止等は、補助金適正化法に基づき、実<br>施される。<br><根拠法令>   |
| 改革の方向性(当初案)           | ・産業振興のために国や自治体は多くの補助金を投入しているが、交付時点に比し補助事業の完了時は、補助金の適正な執行に関して産業振興という観点で意思決定に掛かる組織から個人レベルにブレークダウンされた説明責任に基づく確認や定量的評価が、必ずしも十分に実施されていない。現下の厳しい財政状況を鑑み、日本における公的資金を活用した産業振興に関して、少しでも多くの資金をより組織・個人レベルの説明責任を明確にした上で補助金的なものから出資金的なものへ移行することの意義・課題について、例えば、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による新エネルギー・産業技術総合開発機構による新エネルギー等事業者支援対策事業を事例として、早急に検討を開始すべきである。 |
| 上記改革の方向性への考え方 担当府省の回答 | <ul> <li>国が行う補助事業については、補助金適正化法に基づいて、事業の目的どおり実施されているか、補助金額の確定の際に確認するとともに、補助事業終了後も一定期間、補助目的から逸脱せぬよう財産処分制限等により管理されている。</li> <li>一方、政策目的を遂行するために必要である場合には、個別法令に基づいて、中小企業の活力を支援するための出資業務などを行っているところである。</li> <li>なお、例示の「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」は、現在、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が実施している「新エネルギー導入促進協議会が実施している「新エネルギー</li> </ul>                          |

|         |       | 一等導入加速化支援対策費補助金」事業であると考えられるが、当該事業は、来年度以降新規採択を実施せず、事実上廃止となる。 |
|---------|-------|---|
| 【対応可能性の | ある場合】 |   |
| 見直し予定及び | その内容  |   |
| 【対応困難とす | る場合】  |   |
| 要望へ対応した | と場合に生 |   |
| じる問題点及び | び問題点に |   |
| 対する補完措置 | の有無等  |   |

## 【地域活性化:中期的検討項目⑦】

| 事功 | 頁名           | 観光振興に寄与する人材育成のための制度づく    |
|----|--------------|--------------------------|
|    |              | Ŋ                        |
| 規制 | 削・制度の概要      | ・ 観光振興に寄与する人材育成は、観光立国推進  |
|    |              | 基本法に基づき、地域の固有の文化、歴史等に    |
|    |              | 関する知識の普及促進等の観点から実施され     |
|    |              | る。                       |
|    |              | <根拠法令>                   |
|    |              | • 観光立国推進法第16条            |
| 改革 | 草の方向性(当初案)   | ・ 外国人観光客の増加による観光の国際化、LCC |
|    |              | の参入、地域資源の再発見・創出とそれらによ    |
|    |              | る着地型観光商品造成へのニーズの増加など、    |
|    |              | 我国の観光と観光産業を取り巻く環境は大き     |
|    |              | く変化している。観光立国推進基本法第 16 条  |
|    |              | に基づき、観光振興に寄与する人材育成の具体    |
|    |              | 的方策について、検討すべきである。        |
|    | 上記改革の方向性への   | ・ 観光振興に寄与する人材育成の具体的方策と   |
|    | 考え方          | して、観光産業に係る観光経営マネジメント教    |
|    |              | 育の充実強化に向けたモデルカリキュラムの     |
| 担  |              | 策定、観光地域づくりを担う中核人材の育成、    |
| 当  |              | 通訳ガイドの専門性研修の実施、MICE誘致    |
| 府  |              | に向けた研修実施等の人材育成、という観光立    |
| 省  |              | 国を担う各種人材育成に取組んでいるところ。    |
| の  | 【対応可能性のある場合】 | ・引き続き、観光人材の育成施策を推進していく。  |
| 回  | 見直し予定及びその内容  |                          |
| 答  | 【対応困難とする場合】  |                          |
|    | 要望へ対応した場合に生  |                          |
|    | じる問題点及び問題点に  |                          |
|    | 対する補完措置の有無等  |                          |